

E Uの地域開発政策および投資誘致政策

ブリュッセル・センター

本レポートでは、全体の調和した開発や地域間の開発水準の不均衡是正を目指すE Uの地域開発政策をご紹介する。併せて、ベルギー、オランダ、スペイン・カタルーニア州を投資誘致政策の事例として取り上げる。各国・地域では、それぞれ物流、情報通信（IT）、バイオテクノロジーなど、重点産業を掲げ投資誘致による地域活性化を図っており、その一端を紹介する。

目次

I. EUの地域開発政策.....	5
1. EUの地域開発政策.....	5
(1) 地域開発政策の基本概念.....	5
① これまでの経緯.....	5
② 開発援助実施の4原則.....	6
③ 2000～2006年の地域開発プログラム.....	6
④ EU拡大後の課題.....	8
(2) 構造基金とその他援助手段の概要.....	8
① 構造基金の構成.....	9
② 結束基金 (Cohesion Fund).....	10
③ EU加盟予定国への特別支援.....	10
④ 実施スキーム.....	11
⑤ 実施スキームの詳細.....	13
(3) プログラムの運営・実施と責任の所在.....	19
① 各プロジェクトの選定と資金提供.....	19
② プログラムの運営.....	19
③ 実績保留分.....	19
2. 関連スキーム・プロジェクト.....	20
(1) ベルギー.....	20
① 構造基金の内訳.....	20
② 事例1——エノー州の移行期支援プログラム.....	21
③ 事例2——ウェスト・フランダースのオブジェクティブ2プログラム.....	24
(2) オランダ.....	27
① 構造基金の内訳.....	27
② 事例1——フレボランドの移行期支援プログラム.....	28
③ 事例2——Interreg III Bプログラム (北海地域におけるベルギー、デンマーク、ドイツ、スウェーデン、ノルウェー、英国との国境を越えた開発協力).....	30
④ 事例3——アムステルダム Urban II プログラム.....	31
(3) スペイン.....	32
① 構造基金の内訳.....	32
② 事例1——アンダルシアのオブジェクティブ1プログラム.....	33
③ 事例2——カタルーニャのオブジェクティブ2プログラム.....	37
④ 事例3——サン・アドリア・デ・ベソス (Sant Adria de Besos) の Urban II プログラム.....	39
3. プロジェクトの具体例.....	41
(1) ベルギー.....	41
① トゥルンハウトの中小企業の輸出促進プロジェクト.....	41
② アントワープ・コールセンターの設立.....	41
③ 3カ国協力による都市周辺の建設政策策定——TRADE プロジェクト.....	42
(2) オランダ.....	43
① フレボランド・ジオマティカパークの国際センター建設.....	43
② 中小企業向けのニューロファジー技術センター設立.....	44
③ フローニンゲン大学の委託研究拡大プロジェクト.....	44
④ 輸送業界の中小企業向け最新技術導入と雇用増大支援.....	45

Report 4.....

(3) スペイン.....	45
① アンダルシア・テクノロジー・パーク Parque Tecnológico de Andalucía (PTA/Technology Park of Andalusia)	45
② ザムディオ・サイエンスパーク (Zamudio Science Park)	47
③ ムルシア革新的行動プログラム (Regional Programme of Innovative Actions = PRIA)	47
④ マヨルカ島ライグネール (Raiguer) 地区の構造転換	47
II. EUの投資誘致政策と地域開発との連携.....	49
1. インフラ整備と投資誘致.....	49
2. 投資誘致のための国家支援に対する規制.....	50
(1) 基本原則と例外措置.....	50
(2) 開発後進地域に対する投資インセンティブの例外措置	51
III. EU加盟国の投資誘致促進策の例.....	52
1. ベルギー	52
(1) ベルギー全体の投資誘致策.....	52
① ベルギーの概要.....	52
② 投資誘致の重点分野.....	52
③ 投資優遇策	54
(2) フランダース地域.....	59
① フランダース地域の概要.....	59
② 投資誘致の重点分野.....	59
③ 投資優遇策	61
(3) フロン地域.....	63
① フロン地域の概要.....	63
② 投資誘致の重点分野.....	63
③ 投資優遇策	65
2. オランダ	66
(1) オランダの概要.....	66
(2) 投資誘致の重点分野.....	66
① 化学	66
② 食品	66
③ IT・通信	67
④ バイオテクノロジー.....	67
⑤ 物流	68
(3) 優遇税制.....	69
① 法人への課税.....	69
② 源泉課税	71
③ 個人所得税	71
(4) 投資優遇策.....	72
① 補助金	72
② その他の優遇措置と利点.....	73
③ 研究開発支援.....	73

Report 4.

3. カタルーニャ州（スペイン）	74
(1) カタルーニャ州の概要	74
(2) 投資誘致の重点分野	74
(3) 投資優遇策	79
① 補助金	79
② 雇用・教育訓練の優遇措置	80
③ 特定産業への投資に対する優遇措置	80
④ 中小企業支援	81
(4) 優遇税制	81
① 法人税	81
② 源泉課税	83
③ 個人所得税	84

表リスト

表 1 :	構造基金・結束基金の規模と内訳 (2000~2006 年)	12
表 2 :	各実施スキームへの資金提供基金	17
表 3 :	構造基金の優先目的分野の国別・オブジェクト別支給額	18
表 4 :	構造基金の共同体イニシアチブの国別支給額	18
表 5 :	エノー州の移行期支援プログラム予算内訳	24
表 6 :	西部フランダース地域プロジェクト予算内訳	27
表 7 :	フレボランドの移行期支援プログラム予算内訳	30
表 8 :	北海地域開発協力プログラム予算内訳	31
表 9 :	アムステルダム都市再生プログラム予算内訳	32
表 10 :	アンダルシア地域プロジェクト予算内訳	37
表 11 :	カタルーニャ地域プロジェクト予算内訳	39
表 12 :	サン・アドリア・デ・ベソス都市再生プロジェクト予算内訳	40
表 13 :	ベルギーにおける日本への配当・利子・ロイヤルティーの源泉税率	56
表 14 :	フランダース地域の補助金制度	61
表 15 :	フランダース地域の R & D インセンティブ	62
表 16 :	ワロン地域の R & D インセンティブ	64
表 17 :	オランダのバイオ産業集積地	68
表 18 :	スペインの雇用・教育訓練の優遇措置	80
表 19 :	スペイン法人税の減免率	82
表 20 :	スペインにおける非居住者の所得税率	83
表 21 :	スペインにおける日本への配当・利子・ロイヤルティーの源泉税率	84

． E U の地域開発政策

1 ． E U の地域開発政策

(1) 地域開発政策の基本概念

E U 内の地域開発政策の基本には、各国の地域政策と E U の構造・結束政策があり、このほかに E U 予算の約半分を占める共通農業政策 (CAP)、競争政策、研究・開発政策、汎欧州の交通・エネルギー・通信の建設政策などが地域開発政策に関わってくる。この中で E U 構造・結束政策は、域内地域間の経済的社会的な不均衡の是正を目的とした地域開発援助で、E U 予算の 30% 以上が振り向けられている。

構造・結束政策の基本的な考え方は欧州共同体設立 (E C) 条約の「経済的社会的な結束」に示され、地域開発政策の目的として「E U 全体の調和した開発の必要性と多様な地域における開発水準の不均衡の是正」を掲げている。改正条約でも「E U は様々な地域の開発水準の不均衡と農村地域を含む貧困地域や島嶼の後進性を削減することを目指す」と書かれている。

不均衡の是正には各国間の経済政策の調整や単一市場の推進もあるが、核となるのは E U からの補助金支給による地域援助である。この補助金の大部分は「構造基金 (Structural Fund)」と呼ばれるもので、各加盟国が支払い負担している E U 予算を還元する形で割り当てられる。社会的・経済的に開発が遅れた地域や国に重点的に割り当てられるため、豊かな加盟国の場合は支払い負担に比べて地域開発援助で受け取る資金は少なくなる。しかし欧州委員会は、支援は資金受領国・地域だけでなく、資金負担国にとっても投資機会を増大させるもので最終的には利益につながるとしている。さらに後進地域が開発によって経済水準が高まれば E U 全体として競争力が強化されることになり、E U 全加盟国の利益になるという基本的な考え方がある。

これまでの経緯

- 1958 年 欧州社会基金 (European Social Fund = ESF) と欧州農業指導・保証基金 (European Agricultural Guidance and Guarantee Fund = EAGGF) の 2 つの分野別基金を設立。
- 1975 年 加盟各国の予算負担を貧困地域に還元するため、欧州地域開発基金 (European Regional Development Fund = ERDF) を創設。

Report 4.

- 1986年 単一市場により南欧諸国およびその他後進地域が受ける負担を解消するため、単一欧州議定書（Single European Act）で結束政策の基本を示す。
- 1989～93年 1989年2月の欧州理事会（EC首脳会議）（ブリュッセル）で基金の全面的見直しを行って「構造基金（Structural Fund）」とし、680億ECUを割り当てる。
- 1992年 1993年から施行された欧州連合条約（Treaty on European Union）で、経済・通貨同盟および単一市場とともに結束がEUの主要目的の1つとして示された。最も開発が遅れた加盟国の各地域で環境・交通分野のプロジェクトを支援するため「結束基金（Cohesion Fund）」を創設。
- 1994～99年 1993年12月の欧州理事会（エジンバラ）で、EU全予算の3分の1に当たる1,770億ECUを結束政策に割り当てることを決定。構造基金とともに、新たに「漁業指導のための財政手段（Financial Instrument for Fisheries Guidance = FIFG）」を創設。
- 1997年 アムステルダム条約で結束政策の重要性を確認し、失業削減のため協力する必要性を強調。
- 2000～06年 1999年3月の欧州理事会（ベルリン）で、構造基金を変更するとともに結束基金の運営を調整。これら基金に2000～2006年の7年間に毎年300億ユーロ以上、合計2,130億ユーロを提供することを決定。「加盟前の構造政策手段（Instrument for Structural Policies for Pre-accession = ISPA）」と「農業・農村開発の特別加盟プログラム（Special Accession Programme for Agriculture and Rural development = SAPARD）」が、中・東欧の加盟予定国の経済的・社会的開発を促進するPHAREプログラムを補完することになった。

開発援助実施の4原則

欧州委の地域開発援助は次の4原則に基づいて実施される。

- a) 集中——限られた優先課題に集中する。
- b) パートナーシップ——欧州委と加盟国、地域・地方レベルの当局間で、準備から実施の政策プロセスの全段階で緊密な関係を築く。
- c) プログラミング——複数年度にわたる計画期間の設定、複数分野・複数地域にまたがる計画設定を行う。2000～2006年の現行期間は、EUの中期財政期間と一致。
- d) 追加性——構造基金による資金援助は補完的なもので、加盟各国の財政手段を肩代わりするものではない。

2000～2006年の地域開発プログラム

Report 4.

a) アジェンダ 2000 (Agenda 2000)

1994～99年の計画期間が終了した時点でも、EU内 250 地域および加盟各国には依然として経済格差があった。ギリシャ、ポルトガル、スペインの1人当たり GDP はEU平均の約 80%しかない一方で、ルクセンブルクは平均を 60%も上回っていた。またロンドン中心部やハンブルク、パリを中心とするイル・ド・フランス、ブリュッセルなどEU内の最も豊かな 10 地域の 1 人当たり GDP は、最も開発が遅れている 10 地域の 3 倍以上となっている。

2000年から2006年まで7年間の開発援助が決まったが、基金の割当を決定するに当たり「アジェンダ 2000 (Agenda 2000)」というEUの主要政策に影響を与える改革が採択された。これにより、地域開発政策の原則は、開発が遅れている地域への支援に一層力を入れるとともに、支援する方策の範囲を減らすことなどで簡素化を目指すことになった。さらに資金の管理方法も変更し、資金の使い方に対する監督・管理の責任は加盟各国および各地域に委ねられ、欧州委は監査システムが効果的に機能しているかをチェックするだけとなった。

b) 2000～2006年の地域開発プログラムに関する欧州委ガイドライン (Commission Guidelines for Regional Development Programmes 2002-2006)

ガイドラインはEUの予算を最大限に活用して一貫した地域開発を行うことを目的としたもので、プロジェクトの各段階で優先順位が適切に実施されるようにすることが欧州委の責任となっている。ガイドラインには以下の3つの戦略的優先課題がある。このほか持続的開発 (Sustainable Development) と機会均等 (Equal Opportunities) も基本的な原理となった。

- (i) 地域の競争力強化
- (ii) 欧州雇用戦略に沿った雇用創出と人的資源の開発
- (iii) 都市と農村との開発の均衡

これら優先課題を達成するために、各地域が企業活動を促す環境を作り出す必要があるとして、交通や通信といった物理的なインフラとともに、ITや研究活動、技術開発、イノベーションなどへの支援が重視されている。特に以下の点が明示されている。

- 交通網の整備
効率性と汎欧州交通網の整備を重視。1999年までは道路への投資が大部分だったが、2000～2006年では異なる交通手段へのバランスのとれた投資を行う。
- エネルギー
低開発地域では特に、エネルギー源の多様化、汎欧州エネルギー網の整備、中小企業や家庭用に効率の高いエネルギー設備の製造、再生エネルギー源への投資。
- 通信

Report 4.

新サービスや革新的アプリケーション、公共当局による通信利用の促進、情報化社会の利点を最大化するためのスキルの拡大。

- 環境のインフラ整備

飲料水の供給と廃水処理、水の価値を反映した水の価格構造の開発、都市・工業廃棄物対策、危険廃棄物の再生・リサイクリング・安全処理、地域の廃棄物管理計画と汚染土壌の浄化。

- 研究と技術開発

EUの開発援助の補助金で大部分を担う構造基金の規模は、1989年の年間80億ユーロから1999年には年間320億ユーロに拡大した。2000～2006年では年間約280億ユーロで、7年間では合計1950億ユーロ以上となる（1999年時価格）。一方、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランドに対しては、特別基金として「結束基金（Cohesion Fund）」があり、交通・環境インフラの整備を支援しており、2000～2006年では年間約25億ユーロで7年間では180億ユーロとなる（1999年時価格）。

EU拡大後の課題

EU拡大後も、EUの地域開発政策は「EU構造・結束政策」と「加盟国の地域政策」が基本となるが、EU構造・結束政策ではアジェンダ2000でいち早く、EUの財政的制約が明示され、簡素化と合理化の方向が示された。また最近では、開発援助を統制する手段として指定地域の人口規模が強調されるようになるとともに、指定地域の選定過程では競争政策当局が関わるが増えている。援助地域の指定、援助の制約や調整などについても疑問が出ており、拡大EUではガイドラインの変更が必要になるとされている。またEUの拡大および世界的な経済環境から以下のような3つの課題が指摘されている。

- a) 現加盟15カ国の最後進地域よりも経済・社会状況が遅れている新加盟国を受け入れるため、加盟前支援の拡大が必要。
- b) 世界的に企業の競争は激化しており、企業は拠点の選定で高品質のインフラやサービス、熟練した労働者といった競争力を高めるために最良の状況を得られる地域を厳選している。EU内でこれら条件が整っていない地域は、企業を引きつけるためにインフラや効率的なサービスを築くよう援助する必要がある。
- c) 技術革新と情報化社会により、EU内の企業と市民は常時変化する状況に即座に適応していくことが求められている。そのため拡大EUでも全地域の住民が通信網やインターネット、高度な訓練を通じて最も進んだノウハウを入手しなければならない。

(2) 構造基金とその他援助手段の概要

2000～2006年の地域開発計画における構造基金とその他の援助手段について概要を示す。

Report 4.....

構造基金の構成

構造基金には次の4つの基金があり、2000～2006年は合計で1,950億ユーロが支給される。

a) 欧州地域開発基金 (The European Regional Development Fund = ERDF)

インフラ整備、雇用創出、生産投資、地域開発プロジェクト、中小企業の事業活動支援が対象。開発分野は交通、通信技術、エネルギー、環境、研究・イノベーション、社会的インフラ、訓練、都市開発、工業用地の転換、農村開発、漁業、観光、文化などほぼすべてがカバーされる。

b) 欧州社会基金 (The European Social Fund = ESF)

失業対策や失業防止、労働市場で不利な立場にある人の復帰、人的資源の開発を促進するもので、以下の分野が対象となる。

- 長期失業者の労働復帰
- 若年失業者の労働復帰
- 労働市場から排除された人の労働復帰
- EQUAL イニシアチブを通じて、労働市場にアクセスするすべての人の機会均等を促進
- 女性の労働市場へのアクセスを向上する特別措置
- 教育・訓練システムの向上
- 熟練労働力の拡大
- 研究開発分野における人的資源の向上

c) 漁業指導の財政手段 (The Financial Instrument for Fisheries Guidance = FIFG)

漁業資源とその開発の持続的バランスを達成することを目的とし、漁業分野の競争力強化と漁業依存地域の開発を目指す。対象となる分野は以下の通り。

- 漁業の調整
- 船舶の現代化
- 水産養殖の開発
- 海洋地域の保護
- 漁港施設の整備
- 水産物製品の処理とマーケティング
- 製品のプロモーション

Report 4.

d) 欧州農業指導・保証基金の指導部門 (The "Guidance" Section of the European Agricultural Guidance and Guarantee Fund = EAGGF - Guidance)

欧州経済・社会結束政策の枠組みの中で、EAGGFは農村開発と農業構造の向上を支援する。以下の分野が対象となる。

- 農業への投資 (現代化、生産コストの削減、品質改善、環境など)
- 若手農業従事者の職業訓練の創設に対する支援
- 早期引退に対する支援
- 条件の不利な地域に対する補償
- 農業環境の措置
- 農業製品の処理とマーケティング
- 森林の開発と最適利用
- サービスの提供や地方経済への支援
- 観光促進
- クラフト活動などを通じた農村地域の開発

結束基金 (Cohesion Fund)

結束基金は、1人当たりのGDPがEU平均の90%以下であるスペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランドの全地域を対象にしたもので、環境・交通インフラの整備に関連した各プロジェクトに対して直接提供される。2000～2006年では毎年約25億ユーロで、7年間で180億ユーロ。なお2003年末にGDPの水準により各国の適格性について見直しが行われる。

EU加盟予定国への特別支援

中・東欧のEU加盟予定8カ国のために、「加盟前の構造政策手段 (Instrument for Structural Policies for Pre-accession = ISPA)」と「農業・農村開発の特別加盟プログラム (Special Accession Programme for Agriculture and Rural development = SAPARD)」の2つの基金が1999年に400億ユーロで創設された。これら諸国のニーズはインフラや工業、サービス、中小企業、農業、環境など多様な分野にわたる。EU加盟に先だってこれらの国々は「加盟パートナーシップ」を欧州委と結んでおり、これに各国が解決すべき主要な問題が示されている。こうした文書が、加盟前援助の計画策定で枠組みとなる。中・東欧向けの3つの支援措置内容は以下の通り。

a) PHARE (Poland and Hungary: Action for the Restructuring of the Economy)

1989年に始まったプログラムで、ポーランドとハンガリーの民主改革支援が目的だったが、

Report 4.....

その後対象国を拡大した。EU法の適切な導入を確実にするための公的機関などの整備を目指し、インフラ、企業、社会的措置など最も必要とされる社会的・経済的分野で新たな投資を支援するもの。

b) SAPARD

加盟予定国がEUの共通農業政策に参加するための政策を支援するもの。農業構造の調整や食品の品質、消費者保護、農村開発、環境保護、技術支援など幅広い分野にわたる。

c) ISPA

環境保護と交通の巨大プロジェクトに資金を提供するもので、結合基金に関連したもの。

なお中・東欧以外の加盟予定国であるマルタ、キプロスおよび加盟交渉前のトルコに対しても多様なパートナーシップや加盟前支援を提供している。

実施スキーム

構造基金はプロジェクトごとに資金を提供するのではなく、各地域と加盟各国が中心となって策定した複数年度の地域開発プログラムについて欧州委と交渉し、欧州委が開発プログラムを採択すればそれに提供される。開発プログラムには様々なプロジェクトが含まれることになる。これは各プロジェクトに直接提供される結束基金とは異なる点である。また資金提供では、欧州委がEU全体のために提示したガイドラインに沿ったものとなる。構造基金が支給される開発イニシアチブは、地域または加盟国が明示した特定のニーズに合致していなければならない。実施は主として加盟各国および各地域当局の責任となる。資金は以下のような経済的・社会的分野に投じられる。

- 交通、エネルギーなどのインフラ開発
- 通信サービスの拡大
- 企業支援と労働者への訓練提供
- 情報化社会のツールとノウハウの普及

構造基金には以下の4つの実施スキームがある。表1には2000～2006年の各金額とその割合を示した。

a) 優先目的分野（加盟国イニシアチブ）

オブジェクト1～3まで3つの分野に分けて支給される。加盟国が地域開発計画を欧州委に提出し、両者の交渉によって欧州委が開発プログラムを採択する。

Report 4.....

b) 共同体イニシアチブ

4つのイニシアチブ（Interreg III、Urban II、Leader+、Equal）がある。EU全体の共通の問題に対応するもので、欧州委が定めたガイドラインに沿って加盟各国が開発プログラムを提出し、欧州委が採択する。

c) 漁業特別支援枠

漁業や養殖の構造改革を目指す。

d) 革新的措置

地域開発戦略の質的向上のため、まだ十分に開発されていない最新の手法を欧州委が支援するもの。

援助を受ける対象は以下のようになる。

- 後進地域
- 特定のハンディキャップのある地域
- 社会における弱者
- 地方・地域当局
- EU加盟申請国

表 1： 構造基金・結束基金の規模と内訳（2000～2006年）

基金と実施スキーム名	金額 (100万ユーロ)	全基金に占める割合(%)	構造基金に占める割合(%)
構造基金	195,000	91.55	100.00
優先目的分野	182,450	85.66	93.60
オブジェクトタイプ1	(135,900)		(69.70)
オブジェクトタイプ2	(22,550)		(11.60)
オブジェクトタイプ3	(24,050)		(12.30)
共同体イニシアチブ	10,440	4.90	5.35
漁業特別支援枠	1,110	0.52	0.55
革新的活動	1,000	0.47	0.50
結束基金	18,000	8.45	-
合計	213,000	100.00	

出所： 欧州委員会ウェブサイト

Report 4.

実施スキームの詳細

1) 構造基金の優先目的分野

a) オブジェクトタイプ 1

開発が遅れた後進地域の基本的インフラ開発に支給。1人当たり GDP が EU 平均の 75% 以下の地域、および 1 平方キロ当たりの人口が 8 人以下というフィンランドおよびスウェーデンの一部地域、またフランス海外県やカナリー諸島、アゾレス、マデイラの海外地域。スウェーデンの海岸地域の一部も含まれるほか、北アイルランドとアイルランドの国境地域には 2004 年まで平和と和解の特別プログラムがある。オブジェクトタイプ 1 には約 50 地域が指定されており、対象地域の人口は EU 全人口の 22% を占める。

これら地域では、一般的に交通、水供給、エネルギー、廃棄物処理、通信、健康、教育など基本的インフラが不足しており、失業率が高く、住民および企業向けのサービスも欠如している。このため基金の大部分をインフラ建設に使うことができ、基本的インフラの提供および人的資源の水準向上、事業への投資促進により、これら地域の経済活動が軌道に乗るよう支援する。ERDF、ESF、EAGGF、FIFG の各基金から資金が提供される。

2000～2006 年ではオブジェクトタイプ 1 による対象 13 カ国の地域で 114 のプログラムがある。プログラムは以下の 3 つのプロジェクト分野に集中している。

- 資金の 28% はインフラ整備で、そのうち約半分は交通インフラ
- 資金の 30% は人的資源で、雇用政策および教育・訓練システムが優先される。
- 42% は生産分野への支援

なお資金全体の 10% は環境保護の支援に投じられている。

b) オブジェクトタイプ 2

工業地域や都市地域、農村地域、漁業依存地域など構造的な難しさを抱える地域の経済的・社会的転換を支援する。開発水準は EU 平均に近くインフラも欠如しているわけではないが、従来からの経済活動の衰退が問題となっており、これがしばしば高失業率を招き、代替的な開発が必要とされている。地域の魅力と雇用水準を高めるため、補完的なインフラの建設もあり得る。この地域には以下のようなタイプがある。

- 工業分野またはサービス分野の構造転換の必要性がある
- 農村地域で他の産業活動が欠如している
- 衰退した都市地域
- 漁業分野における苦境を抱えている

Report 4.

この地域の人口はEU全人口の18%を占め、このうち工業地域が8.5%、農村地域が5.2%、都市地域が1.9%、漁業依存地域が0.3%、混在地域が2.1%である。各地域の対象となる基準は以下の通り。

工業地域

- 年間失業率がEU平均を超える
- 工業分野での雇用割合がEU平均を超える
- 工業分野の雇用減少

農村地域

- 人口密度が1平方キロ当たり100人以下、または農業雇用者の割合がEU平均の2倍以上
- 失業率がEU平均より高い、または人口が減少している。

都市地域

- 長期失業率がEUの平均を上回る
- 貧困が高い水準にある
- 深刻な環境問題
- 高犯罪率
- 教育水準が低い

漁業依存地域

居住人口のかなりの割合が漁業関連に従事し、当時にこの分野での雇用が大きく減少している。

オブジェクト2のプログラムは12カ国内で96プログラムがあり、ERDFとESFから資金が提供される。各国への援助規模について欧州委は1999年7月、オブジェクト2の支援を受ける地域の人口の上限を加盟国ごとに設定した。この人口規模に基づいて援助金額が決められるようになっている。

c) オブジェクティブ3

訓練システム整備や雇用創出促進が目的。対象はオブジェクティブ1の地域以外の全地域で、資金はESFから提供される。2000～2006年では、以下のような幅広い措置を支援する。

- 失業を減らす労働市場政策の促進
- 労働市場へのアクセスの向上、特に社会的に排除されるおそれのある人々を重視
- 生涯教育・訓練プログラムを通じた雇用機会の向上

Report 4.

- 労働者が柔軟性と適応性を持つための措置
- 訓練期間と企業とのパートナーシップ創設
- 社会的・経済的変革をもたらす措置を事前に特定し必要なものを採用する措置の促進
- 男女の機会均等の促進

d) 移行期の支援——ソフトランディング

1999年時点の経済的・社会的状況により、1994～99年ではオブジェクト1および2などの対象となっていた地域の一部が2000～2006年にはオブジェクト1および2の対象地域からはずされた。しかし、支援が全面的に中止とならないように以下のような段階的な措置がとられている。

- 1994～99年のオブジェクティブ1該当地域は2005年末まで引き続き支援を受ける。新たにオブジェクティブ2に該当する場合、2006年末まで構造基金から引き続き支援を受ける。オブジェクティブ3およびEAGGF（農村開発）やFIFG（漁業）に該当する地域も引き続き対象となる。
- 1994～99年のオブジェクティブ2（工業転換）および5(b)*（農村開発）対象地域は、2005年末までERDF（地域開発）の移行期支援を受ける。また2000～2006年の間オブジェクト3および農村開発と漁業からの支援も受ける。

*オブジェクティブ5(b)

1994年～1999年に実施されたプログラムで、脆弱な農村地帯の多角化を図ることが目的。ERDF、ESF、EAGGFの各基金から資金が提供された。オブジェクティブ1に指定された地域外の農村地帯で、1人当たりGDPで見た社会経済開発水準が低く、以下3つの基準のうち2つ以上を満たす地域が対象となる。

- a) 雇用全体に占める農業従事者の割合が高い
- b) 農業収入が低く、特に農家1戸当たりの農業付加価値が低い
- c) 人口密度が低い、かつ（または）明らかな過疎化の傾向がある

2) 共同体イニシアチブ（Community Initiatives）

以下のa)～d)のような4つのイニシアチブからなる。

a) Interreg III

多国間協力・地域間協力を促進するもので、他地域との均衡のとれた開発を促進する国境を越えたパートナーシップ設立などが対象となる。EUの国境地域はすべて近隣諸国との協力向上を支援するInterreg IIIAの該当地域となる。Interreg IIIBは、EU内の調和と均衡の

Report 4.....

とれた持続的な開発を達成するため大きな地域的枠組み同士の国境を越えた協力が対象で、Interreg III C は地域開発を促進するための E U 内および近隣諸国との地域間協力が対象。ERDF で資金を提供。

b) Urban II

都市および都市内衰退地域を再開発する革新的戦略に対し援助する。約 50 の都市地域が対象。また、E U における持続的都市開発の情報・経験の共有を強化する。以下のプロジェクトに資金を提供する。

- 建物の刷新や緑地の創設などによる生活環境の向上
- 環境や文化、住民サービスなどでの雇用創出
- 恵まれない社会階層の人々を教育・訓練システムに吸収する
- 環境にやさしい公共交通システムの開発
- 効率的なエネルギー管理の創設と再生エネルギーの利用拡大
- 情報技術の利用

ERDF はオブジェクト 1 の地域内の都市地域であればプログラムの総コストの最大 75% を支給し、それ以外では最大 50% を支給。

c) Leader +

持続的開発のための農村開発。オブジェクト 1 および 2 に該当する農村地域以外の農村では、共通農業政策 (CAP) が農村開発措置に資金を提供しているが、Leader+プログラムは地方の各団体が計画した革新的な農村プロジェクトを支援する。EAGGF で資金を提供し、以下の 3 つのアクションと技術的支援がある。

- アクション 1 : 地域内の開発戦略への支援 (全予算の 86.75%)
- アクション 2 : 農村地域間の協力への支援 (全予算の 10.00%)
- アクション 3 : ネットワーキング (全予算の 1.36%)
- 技術的支援 (全予算の 1.89%)

欧州委が策定している優先課題は以下の通り。

- 自然および文化的な資源を最大限に活用する
- 農村地域における生活の質の向上
- 地方製品の価値を高める、特に小生産農家の市場へのアクセスを促進する
- 農村地域の製品とサービスの競争力強化に向け新たなノウハウと技術の活用

Report 4.....

d) Equal

労働市場における不平等や差別の撤廃を目指す。性別や人種、出身民族、宗教、肉体的・精神的ハンディキャップ、年齢、セクシュアリティなどで差別や不平等な扱いを受けて、労働市場で弱者となっている人々が存在する。これを撤廃するため、EUでは公的、民間、連合パートナーが提案した対策に支援を提供している。ESFで資金を提供。

3) 漁業特別支援枠

漁業・水産業の構造調整の指導とスピードアップを支援するもので、以下のような調整が必要となる。

- 漁業資源とその利用の持続的均衡の確立
- 企業の競争力強化
- 漁業・水産業製品の供給・開発の向上
- 漁業に依存した地域の活性化支援

EU全域で合理化と現代化の構造転換支援を行っているが、後進地域ではオブジェクト1プログラムも適用される。FIFGが資金を提供。

4) 革新的措置

地域開発戦略の質的向上のため、まだ十分に開発されていない最新の手法を欧州委が支援するもので、実験的な観点から新戦略の策定・実験段階で地域に対して資金を提供する。2000～2006年にはERDFの革新的措置の対象として以下の3つを欧州委は提示している。

- 知識・技術革新に基づく地域経済
- E-EuropeRegio：地域開発のサービスの情報化
- 地域アイデンティティと持続的開発

表2には各実施スキームに対して資金を提供する基金の一覧を示した。

表 2： 各実施スキームへの資金提供基金

	ERDF	ESF	EAGGF	FIFG
オブジェクト1				
オブジェクト1以外の地域				
オブジェクト2				
オブジェクト3				
Interreg				
Urban				
Leader +				
Equal				

出所： 欧州委員会ウェブサイト

Report 4.....

なお表3には優先目的分野について各加盟国への援助支給額を、表4には共同体イニシアチブについて各加盟国への援助支給額を示した。

表3： 構造基金の優先目的分野の国別・オブジェクト別支給額

(単位：100万ユーロ)

加盟国	オブジェクト1	オブジェクト1 の移行期支援	オブジェクト2	前回の オブジェクト 2 & 5 b	オブジェクト3	合計
ベルギー	0	625	368	65	737	1,795
デンマーク	0	0	156	27	365	548
ドイツ	19,229	729	2,984	526	4,581	28,049
ギリシャ	20,961	0	0	0	0	20,961
スペイン	37,744	352	2,553	98	2,140	42,887
フランス	3,254	551	5,437	613	4,540	14,395
アイルランド	1,315	1,773	0	0	0	3,088
イタリア	21,935	187	2,145	377	3,744	28,388
ルクセンブルク	0	0	34	6	38	78
オランダ	0	123	676	119	1,686	2,604
オーストリア	261	0	578	102	528	1,469
ポルトガル	16,124	2,905	0	0	0	19,029
フィンランド	913	0	459	30	403	1,805
スウェーデン	722	0	354	52	720	1,848
英国	5,085	1,166	3,989	706	4,568	15,514
E U全体	127,543	8,411	19,733	2,721	24,050	182,458

出所： 欧州委員会ウェブサイト

表4： 構造基金の共同体イニシアチブの国別支給額

(単位：100万ユーロ)

加盟国	Interre	Urban	Equal	Leader+	合計
ベルギー	104	20	70	15	209
デンマーク	34	5	28	16	83
ドイツ	737	140	484	247	1,608
ギリシャ	568	24	98	172	862
スペイン	900	106	485	467	1,958
フランス	397	96	301	252	1,046
アイルランド	84	5	32	45	166
イタリア	426	108	371	267	1,172
ルクセンブルク	7	0	4	2	13
オランダ	349	28	196	78	651
オーストリア	183	8	96	71	358
ポルトガル	394	18	107	152	671
フィンランド	129	5	68	52	254
スウェーデン	362	117	376	106	961
英国	47	15	50	40	152
E U全体	4,875	700	2,847	2,020	10,442

出所： 欧州委員会ウェブサイト

Report 4.

(3) プログラムの運営・実施と責任の所在

各プロジェクトの選定と資金提供

構造基金は欧州委が選んだプロジェクトに直接提供されるのではない。開発プログラムの主要な優先課題の決定に欧州委は協力するが、プロジェクトの選定やその管理は加盟各国および地域当局が責任を持つ。プロジェクトが選定されれば、各国政府およびEUから資金が提供される。EUの援助は常に各国政府の資金を補完するもので各国政府の予算節減のために提供されるものではない。このためプログラムの予算で公的部門による支給では、常にEUの資金と各国政府の支援の2本立てとなっている。

新規プログラムの開始を促進するため、プログラムが公式に採択された時点で7%が支払われる。以後、各加盟国は欧州委に支払いを申請するが、欧州委は実際の支出分に対して支払いを行う。

プログラムの運営

各プログラムで加盟各国は特定プロジェクトに責任を持つ運営当局を指名する。これが、支出の認証と欧州委への支払い申請に責任を持つ「支払い当局」となる。支払い当局は、EU基金に対して提示した全支出は、環境や機会均等、国家支援などの規則およびEUの政策に適合することを保証しなければならない。加盟国によるチェックが不十分と欧州委が判断した場合、支払いの中止あるいは返還を求めることもある。

実績保留分

構造基金で資金を提供した支援の効果を高めるために導入された新しい手法。原理は単純で、各加盟国に割り当てられた金額の4%を2003年まで保留しておき、2003年の時点で効果や管理、財政実施内容を反映した指標で評価して最も成功しているプログラムを明確化する。プログラム管理者が、2003年末までに公的資金を効果的かつ成功裏に使用することを促進するためのものである。欧州委は、この保留分について各加盟国が2004年3月31日までに提示したプロポーザルを基に割り当てる。

Report 4.

2. 関連スキーム・プロジェクト

2000～2006年のEU地域政策予算期間で、ベルギー、オランダ、スペインの3カ国についてEUの構造基金からの総支給額および、3カ国で構造基金の支給対象となっているプログラムの例を示す。

(1) ベルギー

構造基金の内訳

ベルギーへの構造基金からの総支給額は20億3,800万ユーロ。

a) 優先目的分野—オブジェクト1（開発の遅れた地域）

前期予算期間（1994～99年）で唯一オブジェクト1の対象地域だったエノー州は、1人当たりGDPがEU平均の75%を上回ったため2000年1月に対象地域からはずされた。ただし移行措置により支援が受けられ、ベルギーへのオブジェクト1の予算は6億2,500万ユーロとなった。（1994～99年は7億9,600万ユーロ）。

b) 優先目的分野—オブジェクトタイプ2（構造転換の必要な地域）

欧州委が1999年7月に定めた対象地域の人口上限で、ベルギーは総人口の12%に当たる126万9,000人に設定された。これによりベルギーへの割当額は4億3,300万ユーロとなった。対象地域はブリュッセルやアントワープ県など6地域。

c) 優先目的分野—オブジェクト3（教育・訓練・雇用）

ベルギーへの割当額は7億3,700万ユーロ。

d) 漁業特別支援枠

ベルギーへのFIFGからの支給額は3,400万ユーロ。

e) 共同体イニシアチブ

ベルギーへの支給額は2億900万ユーロで、内訳は以下の通り。

- Interreg 1億400万ユーロ
- Equal 7,000万ユーロ
- Leader 1,500万ユーロ
- Urban 2,000万ユーロ

Report 4.

f) 農村開発政策

EAGGF によるベルギーへの支給額は 5,000 万ユーロで、この分野に対する EU 全予算の 1.2% に当たる。

事例 1 エノー州の移行期支援プログラム

a) プログラムの総予算

総予算は 22 億 2,170 万ユーロで、構造基金からは 6 億 4,500 万ユーロが支給される。このうち内訳は以下の通り。

- ERDF : 4 億 9,790 万ユーロ (全体の 63.53%)
- ESF : 1 億 9,190 万ユーロ (29.75%)
- EAGGF : 4,157 万ユーロ (6.44%)
- FIFG : 174 万ユーロ (0.27%)

b) 対象地域の特徴

人口は 128 万 5,000 人でワロン地域の人口の 40% を占める。エノー州は従来の工業に構造転換が必要な地域で、成長率は EU 平均を下回る。1 人当たり GDP は EU 平均の 80% で雇用も十分ではない。1999 年の失業率はベルギー全体の 8.9% に対して 15.4% で、25 歳以下の失業者の割合は 39.2% に達した。

経済の多様化に欠けており、研究・開発分野の活動は少なく、労働者の訓練水準も不十分で、環境上の問題も抱えている。しかし、この地域の利点は、交通インフラが発達している点で、生産性も高く、質の高い人的資源と事業に向けた環境が整っている。

c) 開発の目標

- 1 人当たり GDP を EU 平均比で 2006 年までに 5 ポイント、2010 年までに 7 ポイント引き上げる。
- 成長率の EU 平均との格差をプラス 0.5% とする。
- 直接的雇用および間接雇用の創出を 2006 年までに 3,500 人、2010 年までに 1 万 7,200 人とする。
- 若年層の失業率を 2006 年までに 7.7 ポイント、2010 年までに 16.8 ポイント引き下げる。
- 観光業における雇用を 5% 引き上げる。

d) プログラムの優先課題

優先課題 1 : 生産ベースの拡大
経済成長の支援が目的。

Report 4.

- 工業・サービス分野の投資に対する支援
- 金融エンジニアリング
- 地域の経済再開発に対するインフラ支援
- サービスプラットフォームの開発とネットワークを通じた経済活動の刺激
- 導入された労働環境や労働を通じた訓練を提供する企業で投資を支援

(数値目標)

- 6,815 人の雇用創出
- 430 社の企業と 5~6 のクラスターの創出

優先課題 2 : 知識集約型経済を通じた成長促進

- 技術的可能性の奨励および開発
- 科学技術的文化の吸収
- 技術的エクセレンス・センターの開発と専門性のネットワーク化
- ニューテクノロジーに合ったスキルをつけるためのインフラの支援
- 研究における人的資源の開発

(数値目標)

- 7 社のスピンオフ企業を含む 15 社の創設
- 支援受領者による 15 の特許獲得
- 20 の新製品および新プロセスの開発
- 企業と訓練センターとの間に 140 のパートナーシップを確立

優先課題 3 : 農業・林業・水産養殖の可能性を開発

- 農業製品の処理・販売に対する投資の支援
- 農業・林業の可能性の開発
- 水産物養殖とその処理・販売で投資を支援
- カントリーサイドにおける快適性の向上

(数値目標)

- 320 人の雇用創出
- 22 社の企業創設
- 450 人の若手農業従事者の創出
- 生活の質向上を目指す活動で恩恵を受ける人々を 15 万人とする

優先課題 4 : 整備刷新と地域のイメージ向上で地域を魅力的にする

- 観光・文化の可能性の開発
- 荒廃した工業用地の復旧と再利用
- 環境マネジメントの向上
- 資源の動員と積極的参加を奨励

Report 4.....

- 地方の資源によるエネルギー生産の可能性を拡大
- 交通分野における潜在性の開発、開発センターに対するアクセスの向上

(数値目標)

- 宿泊ベッド利用の延べ日数を年間2%引き上げる
- 観光業で750人の雇用増大
- 80地点、250ヘクタールの復旧
- 再生エネルギープロジェクトで4万5,000人が利用可能となる

優先課題5：労働市場へのアクセス向上

教育・訓練システムを導入することで、企業のニーズや期待に合わせることを目的。特に職を求める人々への指導やアドバイスの提供を重視。

- 労働市場の需要と展望を明確化
- 若年層や労働者の雇用可能性の向上
- 支援のシステムや対策の整備を支援

優先課題6：労働への復帰促進や社会的融合の促進

失業者に対して復帰の各段階における支援を提供するとともに条件的に不利な人々を社会に融合させる。

- 失業者の労働市場への積極的復帰を支援
- 差別を受ける人々の社会的融合を促進

(優先課題5 & 6の数値目標)

- 中小企業で行われる訓練の15%増大
- 労働者のアクセス率を10%向上
- 若年層・学生の雇用を18%拡大
- 失業者で雇用訓練を受ける人を35%拡大

技術的支援：プログラムの全側面におけるマネジメント、情報、実施、管理、評価で支援を提供する。

e) プログラムの実施機関と予算内訳

ワロン地域政府が管理当局となり、プロジェクトを評価するタスクフォースからの提案を基にプロジェクト選択に責任を持つ。監視委員会は、ワロン地域政府の各大臣およびフランス人コミュニティ、経済・社会パートナーの代表からなる。

表 5： エノー州の移行期支援プログラム予算内訳

(単位：1,000 ユーロ)

優先課題	総費用	EUの支給額	公的支援の総額
1. 生産ベースの拡大	1,151,240	201,300	399,930
2. 知識集約型経済を通じた成長促進	283,590	117,920	235,850
3. 農業・林業・水産養殖業の可能性開発	213,040	43,310	101,610
4. 整備刷新やイメージ向上による地域の魅力を高める	217,230	106,000	212,000
5. 労働市場のアクセス向上	192,290	94,290	188,580
6. 労働復帰の促進と社会的統合の促進	153,550	76,770	153,550
技術的支援	10,800	5,400	10,800
合計	2,221,740	644,990	1,302,320

出所： 欧州委員会ウェブサイト

事例 2 ウェスト・フランダースのオブジェクティブ 2 プログラム

a) プログラムの総予算

総予算は 1 億 1,730 万ユーロで、EU 構造基金からの総支給額は 3,305 万 2,000 ユーロ。このうち ERDF から 3,053 万 3,000 ユーロ、ESF から 251 万 9,000 ユーロが支給される。

b) 対象地域の特徴

西部フランダース地域の Kustgebied-Westhoek 地域を対象としたもので、ベルギーの沿岸地域すべてと島嶼も含まれる。西部フランダース地域の人口 110 万人に対してこの地域の人口は 8 万 7,000 人で、沿岸地域の人口密度が高く比較的高齢者の割合が高い。人口の少ない内陸部は基本的に農業に依存している。

両地域の経済は、商業と公共サービスで占められ、人口の 84%を占める。西部フランダース地域全体では人口の 56%である。雇用は地域内のブリュージュとオステンドの 2 都市に集中。フランダースの他地域と同様に、中小企業による工業向け繊維製造が多い。西部フランダース地域の失業率はベルギーの平均およびフランダース地域の平均より低いが、支援対象地域ではフランダース地域の平均より高く、沿岸地域で 8.2%、ウェストホークで 7.5%となっており、ブランケンベルジュ、オステンド、ドゥ・パンヌといった一部の沿岸の町では 10%を超える。

最も重要な経済分野は、沿岸地域では漁業と観光業、ウェストホークでは農業・園芸、観光業。漁業の就業者は過去 10 年でかなり減少し、農場や園芸場の所有者も減っており高齢化が進んでいる。観光業では沿岸地域が短期滞在の需要縮小やインフラの悪化による打撃を受けている。一方ウェストホークでは、観光サービスは徐々に質が向上している。

Report 4.

c) 開発戦略

地域の内的成長を基本にして、中小企業に特に注目し工業・サービス分野の補強と多様化を通じた開発の促進を目指す。これに則して、地域で重要な経済活動である漁業と観光業のための特別措置を設けるとともに、新たな経済活動を引きつける対策を行う。こうしたプログラムの枠組みとなるのは、経済的実行可能性、基本的な社会サービスの提供、環境へのやさしさ、機会均等である。具体的目標は以下の通り。

- 就業率を西部フランダース地域平均の 66.1%以上に引き上げる。
- 女性の就業率を西部フランダース地域平均の 55.1%以上とする。
- 長期失業者の割合を西部フランダース地域の平均（全失業者の 55%）まで引き下げる。
- 課税前の平均所得で、フランダース地域の平均との格差を 2%まで引き下げる。
- 1人当たりの GDP で、フランダース地域の平均との現行格差を上昇させない。
- 人口流出の均衡を保つため、流入を増大させる。

d) プログラムの優先課題

優先課題 1：観光業の開発

沿岸地域の方策はすべて既存のインフラを向上させるためのもの。ウェストホークでは、主として農村観光の開発継続と地域の自然資産・文化的資産の整備に支援が向けられる。

対策 1——沿岸観光業の基本商品の整備

- ビーチや砂丘など沿岸地域観光地の刷新・維持とアクセスの整備
- 都市や建築遺産を含む地域の魅力を強化
- 海洋遺産と漁業分野に関する観光機会の開発

対策 2——観光インフラの向上

- 自転車レーンのような海岸リゾート間のソフトなリクリエーション・リンクを強化
- 家族連れや自転車ツーリズム、レジャー・ショッピングなど特定の目標グループに対する観光業とレジャー・サービスの開発と拡大
- キャンプ用地やバンガロー、ホテルなど良質で広範な商業的宿泊施設の維持
- シーサイド・リゾートにおける特別イベントの数を増大
- エコミュージアムや自然地域、文化遺産などウェストホークにおける観光業を活性化する機能を持つプロジェクトの実施

対策 3——コミュニケーション、広報、情報マネジメントのシステム向上

- 観光業の新たなターゲットに対する広報活動の促進
- 観光分野向けの共通マネジメント情報システムの開発
- ウェストホークにおける観光業を調整・促進するセンターの創設

Report 4.....

優先課題 2：基本的経済状況の補強

民間企業の地方インフラ整備を重視している。

対策 1——企業および社会経済に対する物理的条件の実施

- 事業地および港湾・鉄道用地の再生と再利用
- 複合交通施設の現代化
- 情報コミュニケーション技術（ICT）インフラの拡大と新技術の導入
- 水管理と持続的エネルギー供給のプロジェクト

対策 2——ビジネス環境とイノベーションの支援

- 環境対策やエネルギーの効率性に特に注意を払って中小企業支援の向上と拡大
- 地域内の主要港湾と中小企業とのリンクを強化
- 社会的弱者に対する雇用機会を創出するための社会経済プロジェクトの促進
- 農村地域におけるサービス水準の維持・向上
- 商品イノベーションや技術開発など企業によるイノベーションの促進を支援

対策 3——訓練インフラの向上

- 地域に必要な訓練に特に注目した訓練センターの整備と拡大

優先課題 3：持続的な開発と生活の質向上の促進

地域の持続的開発と環境、生活の質を高めることを支援する。

対策 1——多分野における持続的開発

- 沿岸地域の統合した持続的マネジメント
- 沿岸地域のマネジメントのため住民や観光客に向けたコミュニケーション・プロジェクトおよび参加型プロジェクトの実施
- 沿岸地域管理のため観測所の創設
- 沿岸地域におけるサービスニーズの調査

対策 2——沿岸地域の環境と自然の整備

- 汚染の防止・抑制
- 自然遺産の質の維持・向上
- エネルギーと水の持続的生産と消費合理化に関連した観光マネジメントプロジェクトの実施

対策 3——都市沿岸地域の居住環境の向上

- 観光産業による影響を抑止する緑地帯の創出
- 都市で特に条件の不利な地区における公共エリアの向上
- 持続的交通手段の促進

対策 4——ウェストホークの農村地域の居住環境整備

- 村落の刷新
- 社会的弱者の住宅市場へのアクセス向上のための方策
- 人口過疎地域における施設とサービスの向上

Report 4.

対策5——農村地域の多機能利用

- 地域の製品や農村観光業、文化的な場所などに関連した新しくかつ小規模な商業活動の開発に向けた農村地域の整備

優先課題4：訓練と労働市場

中小企業のマネジメントスタッフの訓練や漁業・観光業の訓練など他のプログラムによる活動や分野に関する訓練に集中。また労働の供給を市場の需要に沿ったものを目指す。機会均等の枠組みの中で女性の参加を促進する特別活動も実施する。

対策—— 一般訓練および特定企業向け訓練の主催と労働市場における需給均衡の向上

- 輸送・交通や観光業など地域の産業分野に注目した訓練活動
- 労働市場の既存の障害を軽減することに焦点をあてた訓練活動
- 地方の労働市場のニーズを調査

技術的支援

プログラムマネジメントや広報、フォローアップ、監視、評価の措置も計画されている。

e) プログラムの実施機関と予算内訳

フランダース・コミュニティ省 (Ministry of the Flemish Community) が管理当局で、プログラム実施に関わるすべての調整に責任を持ち、監視委員会を召集する。監視委員会は、フランダース地域政府の全大臣および関係する政府省庁、県および社会的パートナーの代表者からなる。

表 6： 西部フランダース地域プロジェクト予算内訳

(単位：1,000 ユーロ)

優先課題	総費用	EUの支給額	公的支援の総額
1. 観光業の開発	60,435	24,947	51,462
2. 基本的経済状況の補強	38,404	9,815	34,092
3. 持続的な開発と生活の質向上の促進	11,226	4,645	10,791
4. 訓練および労働市場	4,958	2,479	4,958
技術的支援	2,342	1,166	2,342
合計	117,365	33,052	103,645

出所： 欧州委員会ウェブサイト

(2) オランダ

構造基金の内訳

オランダへのEU構造基金からの支給額は総額 32 億 8,600 万ユーロ。

Report 4.....

a) 優先目的分野——オブジェクトタイプ 1 (開発の遅れた地域)

前期予算期間 (1994~99 年) には唯一のオブジェクトタイプ 1 地域としてフレボランド (Flevoland) が指定されていたが、1 人当たり GDP が EU 平均の 75% を上回ったため対象からはずされた。ただし移行期間の支援があり、支給額は 1 億 2,300 万ユーロ。

b) 優先目的分野——オブジェクトタイプ 2 (構造転換の必要な地域)

欧州委が定めた対象となる人口の上限はオランダ全人口の 15% に当たる 233 万 3,000 人。これにより 6 億 7,600 万ユーロがオブジェクトタイプ 2 の地域に、移行期間の支援に 1 億 1,900 万ユーロが支給される。対象地域はノルド・ネーデルランドなど 4 地域。

c) 優先目的分野——オブジェクトタイプ 3 (教育・訓練・雇用)

オランダへの割当額は 16 億 8,600 万ユーロ。

d) 漁業特別支援枠

FIFG のオランダへの割当額は 3,100 万ユーロ。

e) 共同体イニシアチブ

オランダへの総額は 6 億 5,100 万ユーロで内訳は以下の通り。

- Interreg 3 億 4,900 万ユーロ
- Equal 1 億 9,600 万ユーロ
- Leaser 7,800 万ユーロ
- Urban 2800 万ユーロ

f) 農村開発政策

EAGGF のオランダへの割当額は 5,500 万ユーロ。

事例 1 フレボランドの移行期支援プログラム

a) プログラムの総予算

総予算は 4 億 7,126 万ユーロで、民間投資は 6,450 万ユーロで公的支出の総額は 4 億 676 万ユーロ。このうち EU 構造基金から 1 億 2,600 万ユーロが支払われ、内訳は以下の通り。

- ERDF : 7,660 万ユーロ (全体の 60.84%)
- ESF : 3,334 万ユーロ (26.46%)
- EAGGF : 1,000 万ユーロ (7.94%)
- FIFG : 600 万ユーロ (4.76%)

Report 4.

b) 対象地域の特徴

人口は 30 万 6,000 人でオランダ全人口の 2 % を占める。経済力の弱い地域で、生産性は国内の他地域に比べてかなり低い。また、他地域に比べて教育機会も平均より低い。これは学校インフラが未開発なことと大学がないことも一因となっている。1994～99 年の間に 1 万 5,000 人の雇用が創出され失業率は下がったが、失業者のうち 71% は長期失業者で欧州内でも最も高いうちの 1 つである。フレボランドは、アムステルダムやランドスタッド地域というオランダの経済中心部に近いという利点がある。

c) プログラムの優先課題

優先課題 1：都市地域の開発

- 生活環境の向上、都市中心部と工業地の再生、新企業の支援プログラムを優先
- 経済活動の多様化
- 長期失業者向けの地方の雇用創出
- 沿岸地と観光アトラクション向けの特別策

優先課題 2：農村地域の開発

- 緑地地域の開発、公共交通の向上
- 環境保護
- 農業の多様化
- 沿岸地域における漁業依存からの脱却

優先課題 3：生産施設の向上

- 情報技術、医療技術、バイオテクノロジー、医薬、環境保護などの将来的な産業に集中
- 農業食品、金属、合成物質プロセスへの支援
- E コマースの開発で中小企業を支援

優先課題 4：社会的結束と労働市場

中欧政府の雇用計画のもとで特別措置が、若年失業者・女性を対象とした分野別訓練コースの組織化をカバーする。

技術的支援：プログラムのすべての側面における管理、情報、実施、査定などへの支援が提供される。

d) プログラムの実施機関と予算内訳

フレボランド州がプログラムの管理当局で、実施に関わる全機関の調整を行う。監視委員会は、県、地方政府、関与する省庁、経済・社会団体、環境団体、女性団体、少数派団体

Report 4.....

の代表からなる。プログラムの実施を監督するために県の幹部、雇用局、プログラムのマネージャーから構成される運営委員会が設立された。

表 7： フレボランドの移行期支援プログラム予算内訳

(単位：1,000 ユーロ)

優先課題	総費用	E Uの支給額	公的支援の総額
1. 都市地域開発	199,540	39,060	182,940
2. 農村地域開発	84,720	23,720	57,720
3. 生産施設の向上	139,520	39,540	114,520
4. 社会的結束と労働市場	44,580	20,180	44,508
技術的支援	700	3,500	700
合計	471.26	126	406.76

出所： 欧州委員会ウェブサイト

事例 2 Interreg B プログラム (北海地域におけるベルギー、デンマーク、ドイツ、スウェーデン、ノルウェー、英国との国境を越えた開発協力)

a) プログラム総予算

総予算 2 億 5,840 万ユーロのうち E U 構造基金からの支援は 1 億 2,920 万ユーロで、全額が ERDF から支給される。

b) 対象地域の特徴

北海地域の転換プログラムは、欧州領域の調和と均衡のとれた持続的開発を促進するためのもので、北海周辺の 60 万 38 平方キロをカバーし、この地域の総人口は 6,220 万人にのぼる。このプログラムは 1997～99 年のプログラムを継続するもので、すでに構築した協力関係を踏まえて北海地域の開発の環境変化に対応した新たな要素を取り入れる。

c) プログラムの優先課題

優先課題 1：国境を越えた地域開発戦略と北海地域における都市・農村・沿岸システムのための行動

- 国境を越えた地域開発の対策や持続的開発
- 都市の協力とネットワーク
- 都市と農村の新たな関係構築
- 農村地域間のネットワーク

優先課題 2：効率的かつ持続的な交通とコミュニケーションおよび情報化社会へのアクセス向上

交通・情報・コミュニケーションのネットワーク化で、農村と都市・沿岸地域の統合を促進する交通・コミュニケーションシステムの開発が優先される

Report 4.....

優先課題 3：環境、天然資源、文化的遺産の持続的管理と開発

地域の資源や文化的遺産を持続可能な方法で管理・利用し開発する新たな手法を確立する措置に集中する。

優先課題 4：水利管理

水利管理とそれを北海地域の開発に取り込むための開発・実施戦略や行動計画に集中。

技術的支援

d) プログラムの実施機関と予算内訳

プログラムの管理当局は、デンマーク貿易産業庁である。

表 8： 北海地域開発協力プログラム予算内訳

(単位：1,000 ユーロ)

優先課題	総費用	EUの支給額	公的支援の総額
1. 地域開発、都市・農村・沿岸地域の行動計画	53,368	29,184	58,368
2. 交通・コミュニケーション	54,001	27,001	54,001
3. 環境・天然資源・文化的遺産	54,948	29,474	54,948
4. 水利管理	74,205	37,102	74,205
技術的支援	12,922	6,461	12,922
合計	254,444	129,222	254,444

出所： 欧州委員会ウェブサイト

事例 3 アムステルダムの Urban プログラム

a) プログラムの総予算

アムステルダムの都市再生プログラムの総予算 3,100 万ユーロに対して、7 年間で 894 万ユーロが EU 構造基金の ERDF から支給される。このほかに公共セクターからは約 1,900 万ユーロ、民間セクターからは約 300 万ユーロが投じられる。

b) 対象地域の特徴

プログラムでは近隣 8 地域と 4 区、アムステルダム中心部の西側をカバーし、居住人口は 6 万 2,245 人。この地域は貧困かつ危険度の高い地域で、長期失業と教育水準の低さという問題を抱え、低質の画一的住居が多く、公共スペースが少ないうえ修繕が行き届いていない。ただし、この地域は車や公共交通による都心部へのアクセスがよく、若年層や多民族が数多く居住し、価格の手頃な住居も多い。

c) プログラムの優先課題

優先課題 1：物理的なビジネス環境の向上——総額 1,100 万ユーロ

- 高質のビジネススペースの供給

Report 4.

- 交通事故を削減するため住民の要望を取り入れた公共スペースの拡大
- 既存の商業センターの整備

優先課題 2：経済活動の活性化——総額 800 万ユーロ

中小企業による情報コミュニケーション技術の利用促進および失業者への訓練提供

優先課題 3：社会経済的潜在力の向上——総額 1,000 万ユーロ

地域の安全性の向上と社会文化活動への参加促進

技術的支援：総額 200 万ユーロ

d) プログラムの実施機関と予算内訳

プログラムの管理当局はアムステルダム市。

表 9：アムステルダム都市再生プログラム予算内訳

(単位：1,000 ユーロ)

優先課題	総費用	EUの支給額	公的支援の総額
1. 物理的なビジネス環境の向上	10,902	3,129	9,642
2. 経済活動の活性化	8,099	2,324	6,689
3. 社会経済的潜在性の向上	9,968	2,861	9,118
技術的支援	2,180	626	2,180
合計	31,149	8,940	27,629

出所：欧州委員会ウェブサイト

(3) スペイン

構造基金の内訳

スペインでの地域政策に対するEUの支給額は総額 562 億 500 万ユーロで、このうち構造基金から 400 億 4,500 万ユーロ。前期予算期間（1994～99 年）の総額実績は 455 億 9,200 万ユーロだった。

a) 優先目的分野——オブジェクティブ 1（開発の遅れた地域）

今期予算でオブジェクティブ 1 に指定されている地域プログラムは、ガリシア、アストゥリアス、カスティーリャ・イ・レオン、カスティーリャ・ラマンチャ、エクストレマドゥラ、ヴァレンシア、アンダルシア、ムルシア、セウタ、メリーリャ、カナリア諸島の 11 地域。前期予算（1994～99 年）でオブジェクティブ 1 に指定されていたカンタブリア地域は、1 人当たり GDP が EU 平均の 75% を上回ったためオブジェクティブ 1 ではなく、移行期間の支援を受けることになった。スペインが受け取るオブジェクティブ 1 の総額は 380 億 9,600 万

Report 4.

ユーロで、前期の 286 億 6,400 万ユーロを大きく上回っている。

b) 優先目的分野——オブジェクトタイプ 2 (構造転換の必要な地域)

欧州委は 1999 年 7 月、オブジェクトタイプ 2 の支援を受ける地域の人口の上限を加盟国ごとに設定し、スペインの上限は総人口の 22% に当たる 880 万 9,000 人となった。オブジェクトタイプ 2 はこれに基づいて支給され、スペインへの支給額は 26 億 5,100 万ユーロ。

c) 優先目的分野——オブジェクトタイプ 3 (教育・訓練・雇用)

スペインへの支給額は 21 億 4,000 万ユーロ。

d) 漁業特別支援枠

共通漁業政策のために FIG (漁業指導基金) から支給されるが、オブジェクトタイプ 1 の地域では FIG が他の基金とともに地域開発計画に含まれる。オブジェクトタイプ 1 以外の地域で FIG からスペインに支給されるのは 2 億ユーロ。

e) 共同体イニシアチブ

スペインへの総額は 19 億 5,800 万ユーロで内訳は次の通り。

- Interreg 9 億ユーロ
- Equal 4 億 8,500 万ユーロ
- Leader 4 億 6,700 万ユーロ
- Urban 1 億 600 万ユーロ

f) 農村開発政策

農村開発に対する EAGGF からのスペインへの割当額は 4 億 5,900 万ユーロ。

事例 1 アンダルシアのオブジェクトタイプ 1 プログラム

a) 総予算

プログラムの総予算は 117 億 890 万ユーロで、このうち 78 億 4,041 万 4,000 ユーロが EU 構造基金から支給される。構造基金の内訳は以下の通り。

- ERDF (欧州地域開発基金) : 61 億 5,270 万ユーロ (全体の 78.47%)
- ESF (欧州社会基金) : 9 億 3,250 万ユーロ (11.89%)
- EAGGF (欧州農業指導保証基金指導部門) : 7 億 5,521 万 4,000 ユーロ (9.63%)

b) 対象地域の特徴

アンダルシアは面積 8 万 7,000 平方キロ、人口 700 万人以上で EU 内の小国以上の規模を持つ。

Report 4.

ち、GDP も小国より大きいほどだが、1人当たり GDP ではEU平均の61%¹しかない。これまでに数多くのニュービジネスが試みられているが、当初の資本投資が限られていることやイノベーションおよび効果的なマネジメントシステムなどが欠如していることから長期的には依然として難しい状況にある。主要な産業分野は輸出型農業で、オリーブオイルでは世界的な生産地であり、多様な果物や野菜を欧州市場などに輸出している。しかし、一部の農村地域では現代的な農業開発の導入で立ち遅れ、安定した収入を確保するには経済の多様化が急務となっている。また工業での伝統はなく、かなり限られている。なお、観光業はGDPの約12%を占めている。

アンダルシアは、人口構成において欧州内でも最も若年層が多い地域の1つである。労働者の訓練では大きな前進があったものの、失業率は1999年時点で依然として26.8%であった。また、交通・輸送網の整備はこの地域の開発には欠かせない要素である。環境上の課題としては、砂漠化に対する効果的な対策と水資源利用の対策がある。

c) プログラムの優先課題

優先課題1：競争力強化と雇用増大および生産構造の開発

- 工業、商業、サービスの各分野の企業に対する幅広い支援——クリーンな技術への転換、新分野や新サービスの創設や導入、組織の拡大（組織、マネジメント、インフラ、ネットワーク構築、品質管理など）などに対する投資、国際化や海外に対するプロモーションへの支援。
- 農業ビジネス——製品の処理や商業化のための支援。
- 食品業界——物流センターの設立や設備の現代化などの投資。
- 観光産業——商品開発のための支援およびサービスに対する支援。観光を担当する地方自治体同士の調整強化や情報の質の向上。

優先課題2：知識集約型社会（イノベーション、R&D、情報化社会）

- 科学研究活動の開発や技術生産部門の移転のための人的資源への投資。
- 公共研究センターやテクノロジー・センターの設立。
- 研究やイノベーション、技術開発分野のプロジェクトへの支援、科学技術設備への資金提供。
- 環境、健康、市民保護、講義、管理部門などにおける情報技術の開発。

優先課題3：環境、自然保護、水資源

都市周辺のアウトドア型公共レジャー地域の組織が優先される。

- 河川の浄化や岸辺の回復。

¹ EU15 カ国平均を100とした購買力平価による1人当たりGDPの指数。（出所：“Statistics in Focus (Theme 1-1/2003): Regional Gross Domestic Product in the European Union 2000”, Eurostat)

Report 4.

- レクリエーションや火災防止などのための設備建設。
- 山間部を中心とした自然の回復。
- 都市廃棄物の処理設備、環境の質の監督、沿岸エコシステムの回復、再植林、作物保護の水利システム設置、水循環の管理向上など。

優先課題 4 A：教育インフラと技術指導・職業指導の強化

基本的には地域のネットワーキングへの支援で、ザラゴザ地域のような遠隔地とのコミュニケーションおよびエネルギーの接続を重視。副次的な道路網の整備や太陽エネルギーやバイオマス熱などの再生エネルギーの利用も電気供給が限られた地域で奨励される。

優先課題 4 B：失業者の再雇用

- 失業者、特に失業 6 カ月未満の若年失業者には労働市場への参加に対する支援を提供。
- 長期失業対策のため、再雇用特別プロジェクトの実施。

優先課題 4 C：雇用の安定と適応性

- 既存の雇いでニューテクノロジーなど新たな分野の習得が必要な際の支援。特に女性や若年層、障害者、資格のない人など職業上で不安定な集団を重視。
- 新たな正社員の雇用を生み出す労働時間の新手法も奨励。
- 労働市場の予想システムの創設。

優先課題 4 D：特殊な困難を抱えた人々の労働市場への吸収

障害者は雇用のための支援を受けられ、労働市場から排除される危険の高い集団のために予防措置がとられる。企業からの要請と社会的な目的を合わせるため、訓練プロジェクトが雇用支援と一緒に提供される。

優先課題 4 E：女性の労働市場への参画

- 現在女性の少ない分野を中心に女性の職業活動を高める。
- 企業を設立したい女性には訓練コースや情報、資金調達などの支援を提供。
- 男女分離を取り除くキャンペーンを指揮。
- 女性の企業幹部登用を支援する。
- 家族生活と職業生活のバランス向上の方策。

優先課題 5：地方開発・都市開発

- 都市環境を魅力的にするため、建造物の刷新、環境の向上、都市施設の向上を行う。
- 都市内移動を高めるためのインフラ整備と都市交通システムの開発。
- 雇用に対する地方の取り組みも支援。

Report 4.

- 歴史的・芸術的・文化的遺産の保護や刷新のためのキャンペーン。
- 社会的インフラ、健康的インフラ、観光業向けインフラの整備。
- 小都市を中心に文化的活動、スポーツなどの施設整備。
- 廃棄物処理や飲料水供給の問題の解決。

優先課題6：交通網とエネルギー網

- 一般道路や高速道路、鉄道、港湾、複合交通、交通センターなどあらゆる形式の交通手段の開発。
- 交通網の建設で生じる損害の修復、危険地点に安全システムの設置。
- エネルギー流通網の延長と合理化。
- 代替エネルギーや再生エネルギーの奨励。

優先課題7：農業と農村開発

- 農場に対する電気や水の供給、道路などインフラ向上、食品研究所など農場向けサービスの開発、農業製品の販売支援、金融エンジニアリングなど様々な分野の支援。
- 農村開発協会などを通じた農村地域の開発プロジェクトに対する支援。質の高い農業製品を優先し、特に生産技術の向上や動植物の衛生予防を導入する。

技術的支援

プログラムの運営、情報、実施、管理、評価など、あらゆる面で支援する方策も提供される。

d) プログラム実施機関と予算内訳

管理当局は財務省のEU基金・地域財政局で、プログラムの全関係者の調整や実施委員会の召集に責任を持つ。プログラムの実施は地方および社会的・経済的パートナーとの密接な協力により実施され、これらの代表者は実施委員会でコンサルタントの役割を果たす。

表 10： アンダルシア地域プロジェクト予算内訳

(単位：1,000 ユーロ)

優先課題	総費用	E Uの支給額	公的支援の総額
1. 競争力強化と雇用増大および生産構造の開発	1,225,022	904,999	1,225,022
2. 知識集約型社会	342,441	256,831	342,441
3. 環境、自然保護、水資源	2,996,057	2,165,416	2,996,057
4A. 教育インフラ、技術指導・職業指導の強化	757,646	511,784	757,646
4B. 失業者の再雇用	256,166	179,316	256,166
4C. 雇用の安定	154,754	116,065	154,754
4D. 特定の困難を抱える人の労働市場への吸収	98,133	73,600	98,133
4E. 女性の労働市場への参画	116,145	92,916	116,145
5. 地方・都市開発	525,696	379,676	525,696
6. 交通・エネルギー網	4,749,079	2,800,851	4,749,079
7. 農業と農村開発	434,333	316,217	434,333
技術的支援	53,428	42,743	53,428
合計	11,708,900	7,840,414	11,708,900

出所：欧州委員会ウェブサイト

事例2 カタルーニャのオブジェクトィブ2プログラム

a) プログラムの総予算

総予算は26億5,170万ユーロで、このうちEU構造基金から12億3,548万7,000ユーロが提供される。構造基金の内訳は以下の通り。

- ERDF： 9億7,862万8,000ユーロ
- ESF： 2億5,685万9,000ユーロ

b) 対象地域の特徴

人口は約600万人でスペイン全体の15.4%を占め、スペインの工業生産の25%を生み出している。第2次産業は減少傾向にあるが、依然として地域の生産の36%と雇用者の28%を担っている。農業・漁業のシェアはわずか1.6%しかない。カタルーニャ経済のもう1つの柱はサービス分野で、生産の62%と労働人口の60%を占めている。観光産業の拡大はバルセロナと他地域の不均衡の是正に役立っている。

この地域の経済は構造的に中小企業が多く、これは柔軟性をもたらす利点がある反面、研究開発への投資や資金調達が限られる傾向がある。また一部地域では工業と観光産業とのバランスで環境問題に対応する必要が出ている。また混雑緩和のためインフラ網整備の必要が出ている地域もある。

c) プログラムの優先課題

Report 4.

優先課題 1：競争力強化と雇用増大、生産構造の開発

イノベーションや品質、労働者の質などを高めることを目指し、中小企業開発と経済の国際化を進める。

優先課題 2：環境、自然環境保護、水資源

持続的開発を進めながら環境を向上させることが目的。水供給や水質浄化のインフラ整備と自然地域の向上または復旧を行う。

優先課題 3：知識集約型社会（イノベーション、R&D、情報化社会）

- 人的資源の強化と科学・技術分野における研究プロジェクトの促進。
- 科学・技術施設の整備や技術の移転と普及。
- 公共研究センターやテクノロジー・パークの開発などの促進。
- 情報化社会の拡大と農村地域における通信の拡大。

優先課題 4：交通網とエネルギー網の開発

- 4車線道路や高速道路、鉄道、地下鉄、複合交通、交通センターなど交通網の整備。
- エネルギーの流通網の整備、再生エネルギーや合理的なマネジメントの方策。

優先課題 5：地方開発と都市開発

- 都市地域の再生と整備、地方開発イニシアチブの促進・支援。
- 観光・文化インフラ、歴史・芸術・文化的遺産の保存と復旧に対する特別な方策。
- 社会的インフラと施設の整備、職業訓練センターの建物および設備、地方開発当局への支援。
- 雇用創出のための地方イニシアチブへの支援。

技術支援

プログラムの運営、情報、実施、管理、評価など、あらゆる面で支援する方策も提供される。

d) プログラム実施機関と予算内訳

財務省のEU基金・地域財政局が管理当局となり、実施関係者との調整や監視委員会の召集に責任を持つ。プログラムは地方の経済・社会団体の代表との密接な協力により実施され、これら代表者は監視委員会にも参加する。

表 11： カタルーニャ地域プロジェクト予算内訳

(単位：1,000 ユーロ)

優先課題	総費用	E U の支給額	公的支援の総額
1. 競争力強化と雇用増大、生産構造の開発	729,229	362,824	729,229
2. 環境、自然環境保護、水資源	289,608	144,804	289,608
3. 知識集約型社会	775,170	384,432	775,170
4. 交通・エネルギー網の開発	456,581	142,891	456,581
5. 地方・都市開発	385,453	192,726	385,453
技術的支援	15,620	7,810	15,620
合計	2,651,661	1,235,487	2,651,661

出所：欧州委員会ウェブサイト

事例 3 サン・アドリア・デ・ベソス (Sant Adria de Besos) の Urban プログラム

a) プログラムの総予算

都市再生に対してEUのUrban イニシアチブ・プログラムとしてERDFから7年間で1,234万ユーロが支給される。公共部門からさらに1,234万ユーロが提供されるため、総予算は2,468万ユーロとなる。

b) 対象地域の特徴

このプログラムは主としてサン・アドリア・デ・ベソスのラ・ミナ (La Mina) 地区が対象で人口は1万3,000人。この地域は悪化が進展し、経済的・社会的に不利な条件の人々が多く住み、基本的サービスも欠如しているという問題を抱えている。

c) プログラムの優先課題

- 荒廃地域の環境にやさしい再生——荒廃した都市空間の復興
- 雇用——企業活動や貿易、中小企業への支援、社会サービスの向上
- 基本サービスと社会統合——社会的に排除された人々への教育と訓練
- 廃棄物処理・水管理・騒音削減——廃棄物削減、リサイクリング、廃棄物収集・処理のプロモーション
- 情報化社会——ニューテクノロジーの利用促進
- 技術的支援——プログラムの管理ほとんど全側面に関するもの

Report 4.....

d) プログラムの予算内訳

表 12: サン・アドリア・デ・ベソス都市再生プロジェクト予算内訳

(単位: 1,000 ユーロ)

優先課題	総費用	EUの支給額	公的支援の総額
1. 荒廃地域の環境にやさしい再生	19,178	9,589	19,178
2. 雇用	1,070	535	1,070
3. 基本サービスと社会的統合	3,143	1,571	3,143
4. 廃棄物処理、水管理、騒音削減、炭化水素消費	279	140	279
5. 情報化社会	282	141	282
技術的支援	728	364	728
合計	24,680	12,340	24,680

出所: 欧州委員会ウェブサイト

Report 4.

3. プロジェクトの具体例

ベルギー、オランダ、スペインの3カ国について、EUの地域開発援助によって推進され成功したプロジェクトの一例を示した。EUの構造基金からの援助は大型プロジェクトだけでなく、各地域の小型プロジェクトにも及んでいる。

(1) ベルギー

トゥルンハウトの中小企業の輸出促進プロジェクト

推進主体：ケンペン（Kempen）商工会議所

総費用：70万8,507ECU、このうちEU構造基金から30万6,658ECU（全体の43.3%）

1989年時点でケンペン地方のトゥルンハウト（Turnhout）はフランダース地域からの輸出全体の約7%を占めていたが、そのうち80%は大手企業によるもので、中小企業の割合は低かった。しかし中小企業は地域経済で重要な役割を果たしており、従業員50人未満の企業がトゥルンハウトの雇用者数の38%を占め、全国平均の35%を上回っていた。

そこでケンペン商工会議所は、輸出分野において個別の支援を提供することで中小企業の外国市場での地位を高めるプロジェクトに着手した。まず企業に認識の向上を図るキャンペーンと輸出成功企業によるレクチャーを開始。次に企業の内部組織の向上、輸出に備えるための生産能力や利益率・生産コストの評価法、海外市場からの情報収集、自社のイメージとマーケティングの開発などをアドバイスするための予備的活動を行った。予備的活動の中で、個別のコンサルティングやアドバイスが最も必要とされる中小企業を選び出し、これら企業と経済・マーケティングの専門家チームが企業の向上について協議とアドバイスを進めた。アドバイスには、初期段階で得られた情報やノウハウを使った輸出計画の策定法、輸出予算の算定、目標となる輸出フェアへの出展計画策定、市場調査への支援などがあった。

このプロジェクトはトゥルンハウトの社会経済的開発を促進する一環としてECが支援し、これにより貨物デポの建設など交通分野の開発、輸出向けの交通訓練センターの設立、通信インフラの整備が行われている。このスキームへの参加は初年度で125社にのぼり、3年後には393社まで拡大した。その大部分は従業員50人以下の小企業である。

アントワープ・コールセンターの設立

推進主体：アントワープ市・フランダース地域政府

Report 4.

総費用 : 227 万 3,000 ユーロ、このうちEU構造基金から 32 万 5,000 ユーロ (14.3%)、このほかフランダース地域政府が 33 万 5,000 ユーロ、アントワープ市が 111 万 6,000 ユーロを負担し、民間セクターから 49 万 7,000 ユーロの投資があった。

アントワープはEU構造基金の共同体イニシアチブで都市再生地域に指定されており、Urban I プログラムの総予算は 1,760 万ユーロで、このうちEU構造基金が 350 万ユーロを提供した。コールセンターのプロジェクトはこのプログラムの一環で、企業の設立と経済の活性化、雇用の創出、地域の再生促進を目指して 1998 年に設立された。

コールセンターは 2001 年には 160 人以上を雇用し、従業員は 10 カ国籍・14 カ国語に広がっている。従業員のうち 3 分の 2 は女性、3 分の 2 は正規の教育が不十分とされる人、3 分の 1 は民族的少数派に属する人で、社会的包括に寄与している。コールセンターの成功で、人材派遣業やレストラン、小型スーパーマーケットなどビジネスサポートのサービスも広がり、近隣地区の経済再生を促している。

3 カ国協力による都市周辺の建設政策策定 TRADE プロジェクト

推進主体 : ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州、オランダのリンブルク州、ベルギーのワロン地域とフランダース地域

総費用 : 17 万 6,500 ユーロ、このうちEU構造基金から 8 万 5,000 ユーロ (48.2%)

都市周辺に巨大ショッピングセンターなどが集中するようになり、都心部の衰退や交通量の増大、緑地帯の侵食、風景の悪化などを招いている。これは国内だけにとどまらず国境地域では近隣諸国にも広がっている。こうした開発を制限するため、国境地域で地域政策を調整し、長期的な国際協力の一環とする必要が出てきた。これに着手したのがドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州、オランダのリンブルク州、ベルギーのワロン地域とフランダース地域で、これにドイツの非政府組織(NGO)が参加して 1998 年 8 月から 2001 年 3 月まで TRADE プロジェクトが行われた。

TRADE プロジェクトの目的は開発基準や組織的な枠組みを作ることにより、国境を越えた作業部会がショッピングセンター開発業者の申請の査定に必要な知識を持ち寄り、諮問システムの導入や共通作業手法の開発を行った。最終的にガイドラインを策定し、全参加者がこれを採用。こうした作業と並行して、店舗所有者や地方自治体、その他団体など全関係者を交えたワークショップを開催し、ショッピングセンター開発に関する状況について説明するとともに TRADE に対する意見を求めた。

TRADE プロジェクトの結果、ショッピングセンターの建設が地域や近隣都市にマイナス効果を与えたり、環境を破壊することがないように、参加した 4 地域の当局は現在、共通の

Report 4.

原則と基準を採用している。建設許可はこうした原則と基準に沿って出されている。すでにファクトリーアウトレット・センター7カ所の建設計画は2カ所に減らされて開発面積も縮小されている。

④ 魚卸売市場の電子競りシステム導入

推進主体：ゼーブルージュ（Zeebrugge）港湾当局

総費用：190万1,277ユーロ、このうちEU構造基金から34万2,221ユーロ（18%）

漁港と工業地域を抱えるゼーブルージュで、魚類やエビの販売にニューテクノロジーを採用する電子競りシステムが導入された。これにより魚市場は全く新しい建物に移り、かつての競り用の建物は海に関するエンターテイメント&ラーニングセンターに生まれ変わった。新しい建物には60の倉庫が設置されて冷蔵廊下で競り場とつながっている。電子競りシステムで遠隔地からの購入も可能となった。

ゼーブルージュ港は、このシステムの導入を1998年に決定。競り場では巨大なデジタルスクリーンが設置され、競り番号、商品種類、重量、価格など購入者が必要な情報が表示される。このシステムと接続すれば卸売業者は発注書をオフィスからインプットできるようになっている。

(2) オランダ

フレボランド・ジオマティカパークの国際センター建設

開発主体：ジオマティクス・ビジネスパーク財団

EUからの支援：30万4,000ユーロ

ジオマティカパーク（Geomaticapark）はマークネッセ（Marknesse）にあるサイエンス・ビジネスパークで、国立宇宙航空研究所（NLR）や水力研究所があるほか、地域計画や環境マネジメント分野のジオマティクスで10社が活動している。その活動は研究から製品供給、データ処理などのサービスまで及んでいる。NLRのノウハウなどによりジオマティカパークは地学観測や地球科学のシリコンバレーとなっている。

EUのジオマティクス・ビジネスパーク財団への補助金により、国際資料センターが建設され、2002年9月にオープンした。これは専門家が意見を交換しデータを収集する場で、地球科学分野でニューテクノロジーのサービスや製品の開発に貢献するものである。このプロジェクトはフレボランドのオブジェクト1移行期支援プログラムの一環となっている。

Report 4.

中小企業向けのニューロファジー技術センター設立

開発主体：ドイツ・ミュンスター工科大学、オランダ・トゥヴェンテ（Twente）大学
総費用：192万9,786ユーロ、このうちEU構造基金から91万4,109ユーロ（47.4%）

ニューロファジーは、人間の頭脳の機能を再現するコントロールシステムで、データ転送や音声・画像認識、洗濯機などに応用されている。ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州ミュンスターに設立されたニューロファジー・センター（NFC）は、ドイツのミュンスター工科大学とオランダのトゥヴェンテ大学の協力によるもので、研究活動に加えて開発センターとして独自の研究開発部門を持たない中小企業が革新的テクノロジーを採用することを支援する。こうした研究開発支援の必要な企業はこの国境地域で100社にのぼるとされている。たとえば Teupen Maschinenbau 社では発着時にソフトな動きをする貨物エレベーターを貨物保護の点から求めていたが、NFCの支援でセンサーを用いたエレベーターを開発している。このプロジェクトはEU構造基金の共同体イニシアチブで InterregIIA の支援によるものである。

フローニンゲン大学の委託研究拡大プロジェクト

推進主体：フローニンゲン大学
総費用：68万9,756ECU、このうちEU構造基金から22万7,317ECU（33%）

北部オランダにあるフローニンゲン大学（University of Groningen）は他大学に比べて委託研究が少ないため、委託研究の量を増やし収入を増大させるとともに地域の雇用を拡大するプロジェクトに1991年から着手した。

フローニンゲン大学はバイオテクノロジーや新素材、環境技術、医療技術に強い。そこで委託研究を拡大することで地域全体の雇用に波及効果をもたらし、地域企業への知識移転や国際的プロジェクトの基盤を作ることを目指した。このため大学では、EUからの支援を受けて委託研究の募集から実施までを支援する特別ネットワークを創設した。このネットワークは中央のオフィスと研究所で働く支援スタッフからなるもので、このネットワーク構築支援のため情報技術における訓練と投資を行った。

3年間のプロジェクト期間で委託研究の金額は1991年の2,264万5,000ECUが1995年には3,290万ECUに拡大。委託研究に関連した大学の雇用者も1991年の397人が1994年には520人に増加した。間接的な雇用も含めるとこのプロジェクトが780人の雇用を創出している。ちなみにフローニンゲン大学の従業員は約5,000人で、地域内では最大の雇用主である。

Report 4.

輸送業界の中小企業向け最新技術導入と雇用拡大支援

推進主体：EVO ロジスティクス、ブルーワー・インスティテュート、輸送業界の雇用者協会

総費用：100万6,000ユーロ、このうちEU構造基金から53万6,000ユーロ（53.3%）

輸送・物流業界の中小企業が競争力をつけて生き残るためには最新技術・手法の導入が欠かせない。これを支援するために2002年に始まったのが輸送分野奨励プロジェクトで、欧州地域開発基金および欧州社会基金からの支援を受けた。結果的に90人の新規雇用を生み出している。

プロジェクトを推進したのは、EVO ロジスティクスとブルーワー・インスティテュートの民間2社と輸送業界の雇用者協会、プロジェクトは訓練および中小企業の成長による雇用拡大の支援に集中した。第1の目標は、訓練が成長には欠かせないことを企業に認識させること、第2の目標は失業者が輸送業界で職につけるよう支援することだった。

最初の目標を達成するため、企業の幹部クラスのほか一般従業員に対する訓練を行い、処理時間の短縮や在庫削減、利益増大などについて個別にアドバイスした。20社の約280人が物流現代化についての訓練を受けた。一方、失業者対策では、輸送業界における4つの特定分野（フォークリフト運転、技術販売、品質管理、物流）で特別訓練コースを設けて失業者の雇用促進を図った。

なおこのプロジェクトにはヘルダーランド（Gelderland）州政府やヘルダーランド職業提供委員会、商工会議所も参加している。1年目の成功により、フレボランドなど他の地域でも同様なプロジェクトが計画されている。

(3) スペイン

アンダルシア・テクノロジー・パーク

Parque Tecnológico de Andalucía (PTA/Technology Park of Andalusia)

開発主体：アンダルシア地方政府・マラガ市政府

総費用：4,590万ECU、このうちEU構造基金から2,716万ECU（全体の47.4%）

アンダルシア地方政府とマラガ市政府は1980年代に、マラガ市内にテクノロジー・パークを建設する構想を打ち出し、1989年に着工した。総面積は168ヘクタールで、このうち40ヘクタール分でインフラを整備し、残りは自然環境を保護あるいは再生した。

Report 4.

PTAは1992年に8社・総従業員130人でスタートし、当初の各社売上の合計は7,600万ペセタだったが、1995年にはビジネス・インキュベーターを含めて拠点を置く企業は40社にのぼり、売上合計も170億ペセタ（12億8,184万円²）に拡大した。同パークには企業のほか、アンダルシア先進オートメーション・ロボティクス研究所（Andalusian Institute for Advanced Automation and Robotics）やアンダルシア標準化文献・製造業者センター（Andalusian Centre for Documentation on Standardisation and Manufacturers）、アンダルシア・イメージ・プロセッシング研究所（Andalusian Institute for Image Processing）、ミリメトリックウェーブ地域研究所（Regional Institute for Millimetric Waves）がある。

1999年時点で企業数は126社に達し、そのうちの半数は新規企業で、主として通信、エレクトロニクス、情報テクノロジー、環境などの分野を手がけている。従業員数は合わせて2,300人で、売上合計も約400億ペセタ（29億1,756万円³）に達した。

PTAの成功の要因は、企業向け共有サービスを設けたことと魅力的な環境とされ、現在ではアンダルシアの主要な経済センターの1つとなっている。PTAの開発主体であったアンダルシア地域政府とマラガ市政府の中期的目標は、テクノロジー・センターを作るだけでなく、PTAをアンダルシア全体の産業構造の一部とすることにあった。重要な目的に技術移転があり、これによりPTAはニューロンとマイクロプロセッサの集積地となった。PTAの成功により、テクノロジー・パーク国際協会（International Association of Technology Parks）もPTA内に拠点を設置。同協会は会員数200で、会員のテクノロジー・パークは世界に広がり4,000企業と800の研究センターを有している。

PTAはEUの支援により、大学と企業との連携を促進する数多くのプログラムを進めているほか、EUの各種プログラムや欧州ネットワークにも参加している。国際交流も盛んで、ベルギーやフィンランド、ハンガリー、中国のテクノロジー・パークと交流・協力の契約を締結。さらにPTAは、欧州とマグレブ諸国との技術交換の実験基地としての役割も果たしている。

なお、アルカテル CITESA（Alcatel-CITESA）は1994年にテクノロジー・パークの隣接地に工場を建設し、これを機に同社はスペインでの従来型通信機器の大手企業となった。親会社の国際的通信企業アルカテルは、マラガで新ワイヤレス通信技術の研究開発も手がけている。

² 1995年の平均為替レート¥1：ESP0.75402

³ 1999年の平均為替レート¥1：ESP0.72939

Report 4.

ザムディオ・サイエンスパーク (Zamudio Science Park)

開発主体：バスク地方政府

総費用：4,350 万 ECU、このうち EU 構造基金の ERDF が 50% を提供

サイエンス・パーク、ザムディオ、アラヴァ (Alava)、サン・セバスチャン (San Sebastian) の 3 つのサイエンス・パークを創設し、新ビジネスの開発を推進するための戦略的インフラ支援を行ってきた。この中で、ビルバオ市からわずか 10 キロに位置するザムディオ・サイエンスパークはパイオニア的な事業で、1989 年から企業の設立が開始され、革新的事業創設のモデルとなっている。2001 年現在で 88 企業が拠点を置き、その総売上は約 1 億 100 万ペセタ (6,606 万円⁴) である。従業員は合わせて 3,500 人以上に上り、そのうち約 3 割は R & D に従事している。企業の分野は通信、情報テクノロジー、航空技術、バイオテクノロジー、先端エンジニアリングとなっている。国際的企業ではエリクソン、ボーダフォンなどが拠点を持っている。

ムルシア革新的行動プログラム (Regional Programme of Innovative Actions = PRIA)

推進主体：ムルシア州振興公団 (INFO/ Instituto de Fomento de Murcia)

総費用：410 万 5,813 ユーロ、全額を EU 構造基金が提供

ムルシア地方には中小企業が多いが、規模が小さすぎて投資家を引きつけたり革新的な開発を進める資金調達で困難を抱えている。このためムルシア州振興公団 (INFO/ Instituto de Fomento de Murcia) が 2002~2003 年の期間に「革新的行動の地域プログラム」を推進している。中小企業に急務となっているニーズを探ることが課題となっている。

このプログラムは手法の確立と中小企業への直接的支援からなる。手法の確立は、製造業における今後の支援方法の進め方を研究・分析するもの。一方、直接的支援では品質やデザインに対する新たな手法を提供することや、地域の工業部門に必要な技術を明示するフォーラムなどがある。フォーラムは、専門家委員会により各工業分野で優先的な課題について解決策を提示しようというもので、地域のテクノロジー・センターでは多様な技術についてすでに 22 のフォーラムを組織している。

マヨルカ島ライグネール (Raiguer) 地区の構造転換

推進主体：バレアレス諸島政府・ライグネール経済開発コンソーシアム

総費用：600 万ユーロ、このうち EU 構造基金の ERDF が 50% を提供し、残りをバレアレス諸島政府が負担

⁴ 2001 年の平均為替レート ¥ 1 : ESP0.65401

Report 4.

マヨルカ島のライグネール地区では 1992～93 年に主要産業である製靴産業が打撃を受け、バレアレス諸島政府はじめ関係者が地域の産業転換を推進することになり、EU 構造基金でオブジェクトタイプ 2 が適用された。プログラムの目的は地域の競争力強化と開発支援で、1994 年にはライグネール経済開発コンソーシアム (Consortium for the Economic Development of Raiguer = CDER) を設立した。

地域企業に国際化を促し品質を向上させるため、CDER が情報とアドバイスを提供。1998 年 8 月に CDER は拡大して、革新的企業センターを含む新拠点を建造した。CDER の活動により推定で 600 人の新規雇用が生まれている。この活動では米国および日本で靴製品の販売促進を行っており、そのために 1997～99 年に 123 万 3,054 ユーロを投じている。

Report 4.

． E Uの投資誘致政策と地域開発との連携

E U加盟各国では海外からの投資を積極的に誘致する政策を推進しているが、E Uとして投資誘致のため専門部局を設けるなどの対応はしておらず、E Uが投資を誘致するためにインセンティブを提供することもない。ただ、海外からの投資が地域経済の活性化や雇用創出、ひいては地域やE U全体の競争力強化につながるとの観点から、E Uでは投資誘致について地域経済開発とからめて以下のように大きく分けて2点の基本姿勢を打ち出している。

- 構造基金を核とした地域開発援助により遅れた地域のインフラやシステムを整備することが、その地域を魅力的な投資対象に変え、結果的に海外からの投資を呼び込むことになる。
- 加盟各国政府が投資誘致のため企業に対するインセンティブで競うことは、単一市場内における競争上の公平を損なうことになるため、各国政府は投資インセンティブを含めた国家支援に対するルールに従わなければならない。ただし、開発援助地域には例外が認められる。

この2点から、開発後進地域についてはE Uも間接的ながら投資を誘致しやすい環境作りをしており、E Uの投資政策は後進地域の開発と連携したものといえる。

1．インフラ整備と投資誘致

E Uの構造基金によるインフラ整備の中には、大規模なものではテクノロジー・パークやサイエンス・パーク、ビジネスパーク、小規模なものではコールセンターや工業用地の再利用などがある。特に「I-2. 関連スキーム・プロジェクト」および「I-3. プロジェクトの具体例」でも示したように、開発の遅れた地域としてオブジェクト1に指定されている地域、および産業の構造転換が必要なためオブジェクト2に指定されている地域では、E Uの構造基金から資金援助によって大規模なインフラ整備が行われている。援助を受ける加盟国および各地域にとっては、この開発計画は企業誘致のためのインフラづくりになっており、誘致対象の企業は国内やE U内にとどまらず国際的企業にも広がっている。

さらにスペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランドに対しては結束基金によって、交通と環境のインフラではプロジェクトごとにE Uから資金が提供されるため、これを投資に魅力的なビジネス・インフラ整備に利用することもできるようになっている。

Report 4.

2. 投資誘致のための国家支援に対する規制

(1) 基本原則と例外措置

加盟各国は海外からの投資を誘致するため専門機関を設けて積極的な活動を行っているが、各国政府が企業のプロジェクトを促進あるいは確保するために支払っているインセンティブの総額はEU全体で350億ユーロ（2001年）に達している。財政上のインセンティブには税の優遇策もあるが、各国で最も一般的なのが補助金の支給である。各国の補助金制度では、プロジェクトが政府の決めた雇用創出や投資目標に合致していれば、企業の投資に対して一定の資金を援助するというものである。

しかし、EUでは欧州共同体設立（EC）条約にも示されているが、国家による企業への支援は公平な競争を阻害するものでEUの競争政策に反するとともに、国家支援は構造転換を遅らせる弊害となるという原則がある。ただし、EC条約では87条で一部例外を認めている。欧州委の基本姿勢は、投資インセンティブを含む企業への国家支援で認められている例外についても管理・抑制するとともに、最終的には各国の企業に対する補助金は削減していくというもので、国家支援の実施には欧州委の審査と認可が必要となる。

EC条約で例外として認めているのは以下の国家支援である。

- ①社会的性格を持つ支援
- ②自然災害や例外的事件による損害の修復
- ③以下の項目に対する支援
 - 開発後進地域における経済開発の推進（EU基準に従う）
 - EUの共通利益にとって重要なプロジェクト実行の促進、または加盟国経済における深刻な事態からの救済
 - 特定の活動または地域の開発促進
 - 文化・遺産の保護の促進

また下記の特定分野への国家支援についてはガイドラインまたは枠組みを明示している。

- 開発の遅れた地域への支援
- 研究開発への支援
- 雇用に対する支援
- 環境保護に対する支援
- 苦境にある企業の救済・リストラに対する支援

これら条約やガイドライン、枠組みに基づいて、EUは加盟国から提示された国家支援を審査し、競争上で問題があると判断すれば、補助金などの減額や却下を当該国に命じる。

Report 4.

また違反はE C条約違反となるので、罰則措置がとられる。

(2) 開発後進地域に対する投資インセンティブの例外措置

開発後進地域では投資インセンティブを含む国家支援が例外的に認められるが、その金額には地域別に上限が定められている。現在は 2000 年に上限が設定され、これが 2006 年まで適用されることになっている。一部地域では最大で企業が支払う資本コスト（土地建物・施設・設備など）の 50%の支援が認められ、援助が認められる地域の最低では 8%となっているが、全く認められない地域のほうが多い。英国では人口の 30%に相当する地域で支援が認められ、これがドイツでは 35%、スペインでは 80%に上っている。

支援金額の上限は、8%、10%、12.5%、15%、16%、17.5%、18%、20%、21%、30%、32%、35%、36%、37%、40%、43%、46%、48%、50%のように地域ごとに非常に細かく設定されている。各国の一例をあげると以下のとおりである。（詳細は、欧州委員会サイト <http://europa.eu.int/comm/competition> を参照）

- スペイン——アンダルシアなどで 50%のほか、40%の地域が多く、バルセロナやマドリドをはじめ一部地域を除いて上限 10%以上の対象地域となっている。
- ポルトガル——リスボン周辺地域が 10%だが、その他は 40%~50%の地域が大部分。
- アイルランド——ダブリンとその周辺を除き、ほぼ全域が 40%。
- ギリシャ——全域が 40%または 50%。
- 英国——北アイルランドはベルファースト周辺を除きほぼ全域が 40%。それ以外では 10%、15%、20%、30%、35%の 5 段階だが、指定地域は限られている。
- ドイツ——旧東ドイツ地域はベルリン周辺を除き大部分が 35%。旧西ドイツ地域は 10%と 18%の 2 段階だが、指定地域は限られている。
- フランス——10%、15%、20%の 3 段階で、指定地域は中・南部および北東部に多い。
- ベルギー——10%、15%、17.5%、20%の 4 段階で、20%はエノー州地域に集中。
- オランダ——10%、15%、18%の 3 段階で、フレボランドを除きほぼ全てが北部地域。

上記で示したインセンティブの上限が高い地域は、EUの構造基金で指定されているオブジェクトタイプ 1 およびオブジェクトタイプ 2 の地域にほぼ該当している。すなわち、これら地域ではEUからの援助でインフラ整備に多額の資金が投入されるうえ、投資誘致のためのインセンティブも大幅に認められている。これは、EUの投資誘致政策が後進地域の経済開発の推進に結びついていることを示すものといえる。

Report 4.

． E U加盟国の投資誘致促進策の例

1．ベルギー

(1) ベルギー全体の投資誘致策

ベルギーの概要

ベルギーは連邦国家で、同じ言語を話す住民の集合体である「共同体」（オランダ語共同体、フランス語共同体、ドイツ語共同体）と地理的領域である「地域」（北部のフランダース地域、南部のワロン地域、ブリュッセル首都圏地域）とで構成される。フランダース地域とワロン地域にはそれぞれ5つの州がある。ブリュッセル首都圏地域のあるブラバント州はフレミッシュ・ブラバント州とワロン・ブラバント州に分けられる。ブリュッセルには、EUの欧州委員会本部や NATO 本部など国際機関が集中し、外国公館の数も欧州の都市では最大となっている。外国企業の誘致は、フランダース地域とワロン地域がそれぞれ独自の誘致策を取っている。投資の窓口は、フランダース地域ではフランダース政府企業誘致局（FFIO/Flanders Foreign Investment Office）で、ワロン地域はベルギー・ワロン政府外国企業誘致局（OFI/Office for Foreign Investors）。

投資誘致の重点分野

a) 物流

ベルギーはEU域内に限らず、EU拡大を控え、東欧圏も含めた欧州大陸の物流拠点として位置付けられている。これは、フランダース地域にあるアントワープ、アントワープ、ゼーブルージュの大規模な3港湾や、空路にはブリュッセル国際空港を抱えるほか、英仏トンネルにも近く、幹線道路網や鉄道網も発達しており、欧州大陸諸国に向う交通網が整備されていることによる。このため、自動車産業やエレクトロニクス産業をはじめ日本企業を含む数多くの外国企業が、ベルギーを欧州の物流センターに位置付けて投資している。

また、物流拠点と直結した製造拠点を設立する動きが、自動車産業などの集積を促進しているのがベルギーの特徴といえる。オペル、ボルボ、フォルクスワーゲン、フォードなどの工場が立地しているほか、トヨタ自動車の投資が目立つ。ベルギー政府も物流拠点の誘致には積極的で、海外企業がディストリビューション・センターを設立する場合には優遇措置を適用するなどしている。

トヨタ自動車は、ベルギーに欧州の製造を統括する「トヨタ・モーター・ヨーロッパ・マニュファクチュアリング（TMEM/Toyota Motor Europe Manufacturing）」および欧州の販売を

Report 4.

統括する「トヨタ・モーター・ヨーロッパ・マーケティング&エンジニアリング (TMME/Toyota Motor Europe Marketing & Engineering)」をすでに置いているが、2002年4月にはこの両社の持ち株会社「トヨタ・モーター・ヨーロッパ (TME/Toyota Motor Europe)」をブリュッセルに設立して欧州の渉外・広報活動の強化を図っている。2001年にはゼーブルージュ港に物流拠点「カー・パーク」を開設した。

また、本田技研が部品製造拠点と物流拠点を設けているほか、マツダやいすゞ自動車、富士重工が部品を中心とした物流センターを置いている。富士重工はさらに2002年4月、欧州のスバル事業を統括する「スバル・ヨーロッパ」も設立した。

物流拠点確保を図る最近の動きでは、ブリヂストンがフランダース地域とゼーブルージュ港で1998年以来使用してきた倉庫「シー・パーク」の購入を2002年2月に決め、乗用車用タイヤの欧州物流再編を進めている。また近鉄エクスプレスは2001年に物流子会社を設立し、歯科材料・機器メーカー大手のジーシーも配送センターを拡張している。

b) 医薬品・生命科学・バイオテクノロジー

医薬品・生命科学分野でもジョンソン&ジョンソンの子会社ヤンセンやファーマシア&アップジョン、アストラゼネカ、ファイザーなどの工場や研究所が集まり、これらと提携するバイオテクノロジー企業なども成長している。バイオテクノロジーはフランダース地域政府が活性化に力を入れている分野で、ライフサイエンス研究の卓抜した実績に応じて、学術と財政の両面から新規設立企業やスピンオフ企業を支援するサポート態勢を整えてきた。

c) 化学産業

クラレ、不二製油、日本触媒など日本企業の投資が相次いだ化学産業では、化学メーカーが運営する企業誘致用の化学工業団地も整備され、産業の集積効果と物流の観点から企業の進出が今後も予想されている。クラレと日本触媒はすでに増産を行っている。

d) 欧州統括拠点

ベルギー政府はディストリビューション・センターのほか、外国企業の欧州本社機能やグループ財務活動の誘致を狙ってコーディネーション・センターに対する優遇措置を設け、外国企業が欧州内各拠点をサポートするための拠点設立を促進させるため、サービス・センターに対する優遇措置も打ち出している。こうした政策もあって、トヨタ自動車など大手企業の中でベルギーに統括拠点を置いたり、拡大する動きも目立っている。

Report 4.

投資優遇策

a) 補助金

補助金の支給比率は投資案件ごとに検討され、立地や企業規模、EU指定の開発地域に所在するかどうか、また雇用創出数など各地域政府が定めた基準によって異なる。欧州地域開発基金（European Regional Development Fund）の下でEUが指定する事業開発地域では、補助金の金額も大きく、中堅企業・大企業では投資総額の最大約 21%の補助金が支払われる可能性がある。また、EU開発地域で創業する企業には免税などの措置もある。このほかフランダース地域政府には、小企業に対する補助金を含む優遇措置がある。また、ワロン地域技術開発支援局（DGTRE）は研究開発や製品開発、製造工程の開発に対する資金援助を行っている。

フランダース地域、ワロン地域におけるR&D費用への助成制度では、プロジェクト費用の25~75%に相当する助成金の支給のほか、低・無利子の貸付制度などがある。また、企業の規模にかかわらず、環境保護の要件に基づいた施設・設備の改善を目的とした投資には、費用の15%に相当する補助金が支給される。環境基準を満たすためにかかる追加的な投資コストへの助成金の割合は、工程統合型技術投資12%、省エネルギー投資10%、汚染処理技術投資8%となっている。

b) 雇用・訓練への支援

従業員の雇用・訓練への支援には、社会保障費の軽減と実際の雇用や訓練に対するサポートがある。社会保障費の企業負担額を軽減するため、ベルギー連邦政府は2つの支援策を持つ。

- 雇用プラン： 過去12カ月間に失業者だった者を雇用する場合、初年度に75%、2年目に50%の社会保障費拠出軽減措置がある。企業にとってのコスト軽減は初年度に約19%、2年目に13%となる。
- プログラム2004： 社会保障費軽減の新システムを導入。2004年までに順次軽減していくもので、正社員1人当たりの企業の年間負担額は1,000~2,000ユーロ軽減される。

また、実際の雇用・訓練の支援策では、各地域政府が雇用斡旋、企業向け訓練プログラムの提供などを行う。地域政府はまた、オンザジョブトレーニングの期間中（1カ月~1年間）に対する補助金支給や、特定の革新的訓練プロジェクトに対する補助金の支給なども行っている。また欧州社会基金から「欧州トレーニング補助金」を受給できる可能性もある。

Report 4.

c) 税制

○ 法人税

法人税率は33%で、「危機加算」と称する追加税があり、税率の3%に当たる0.99%が加算されるため合計で33.99%となる。この追加税は財政赤字削減のため1993年に導入されたもので、近い将来に撤廃される予定である。なお課税所得が32万2,500ユーロを超えない場合で、株式の50%以上を別のベルギー法人または外国法人が所有していないことなど一定の条件のもとで軽減税率(24.25%~34.5%)が適用される。

キャピタルゲインについては、ベルギー居住者は事業用資産の譲渡、ベルギーに所在する特殊不動産の譲渡、ベルギー法人の重要な持分の譲渡から生じる場合のみ課税される。一般的に課税所得に参入され、通常税率が適用されるが分離課税も選択できる。

外国企業の子会社が欧州本社の場合には、以下のような優遇課税がある。なお、子会社は外部監査人を選定しなければならない。

- ベルギー持ち株会社の純利益を本国送金する場合、配当源泉課税はごく一部に軽減または免税となる。
- 租税条約(二重課税防止条約)が適用される。
- 会社設立時の資本税0.5%が、一定条件により免除される。
- EU親会社・子会社指令で「親会社」としての資格を得た場合、支払いを受けた配当に対する源泉課税免除がある。

また、支店は外国法人と同じ扱いになるため、税務でも外国法人に対する以下のような優遇措置が適用される。支店は外部監査を受ける必要はないが、金融機関の場合は必要である。子会社に比べて支店としての課税面での不利な点は、EU親会社・子会社指令が適用されないことが挙げられる。

- 配当受け取り控除やキャピタルゲイン免除が支店にも適用される。このため支店が受け取る配当やキャピタルゲインは法人税が免税となる。
- 支店利益を外国の親会社に移転する場合、配当源泉課税やその他、支店への課税はない。
- コーディネーション・センター、ディストリビューション・センター、サービス・センターの資格を受けている場合、特別課税措置の恩恵を受けられる。(「(4) 特定目的の子会社・支店に対する優遇措置」参照)

○ 源泉課税

配当に対する源泉課税率は25%だが、一部のベルギーの投資会社からの配当および一部の上場株式からの配当には15%の税率が適用される。またEU親会社・子会社指令に基づき、

Report 4.

ベルギー法人の配当は一定条件のもとで源泉課税の対象から除外される。条件が満たされない場合でも、租税条約により源泉課税率は15%または5%まで軽減される。

利子に対する源泉課税率は15%だが、非居住者が保有する登録債券に支払われる利子は除外される。支店が支払う利子には源泉税は課税されない。また、ロイヤルティーに対する源泉課税率は15%。租税条約により0%まで軽減できる。

また、二重課税を防止するために日本とベルギーの間で締結された租税条約により、配当・利子・ロイヤルティーに対する源泉税率は以下のように軽減される。

表 13： ベルギーにおける日本への配当・利子・ロイヤルティーの源泉税率

配当：	配当受領者が支配株主（25%以上所有）の場合・・・5% 上記以外の場合・・・15%
利子：	10%
ロイヤルティー：	10%

出所：“Investment in Belgium”, KPMG

d) 投資減税

ベルギーの投資減税には以下のようなものがあり、確定申告の際に税額控除されるが、法人利益が十分でない場合は、金額に一定制限があるものの無期限に繰り越してできる。ただし、在庫、自動車、土地、不動産業者が販売した不動産、3年以内の減価償却資産、運用リース契約に基づくリース資産への投資は対象とならない。

- 新たに資産を取得または建設した場合に投資の一定比率を課税所得から控除できる
- エネルギー節約投資、特許または新製品開発のR&D投資の13.5%を控除できる
- 中小企業による通常投資の3%を控除できるが、制限がある
- 従業員が20人以下の企業による通常投資の10.5%を控除できる。ただし資本投資の減価償却期間のみ
- 環境にやさしい新製品を開発するR&D投資では投資の20.5%が控除される

また、投資家が地所を保有している場合、工場や設備に対する投資は不動産税が免除される。

EU開発地域では特定の資産に対する減価償却率を引き上げることができるとともに、不動産免税措置もある。

非ベルギー人で一時的にベルギーに勤務し非居住者である上級幹部は、役員レベルやR&

Report 4.

D要員である場合特別な知識と責任を持つとされ、ベルギーでの業務に関する給与部分だけが課税対象となる。また転居や就任時に1回のみ適用される税控除、住居費、生活費、教育費、一時帰国費などへの税控除がある。1回のみ適用される控除と教育費控除には金額の上限がなく、その他の控除は上限が年間1万1,155ユーロで、コーディネーション・センターやリサーチセンターに勤務する場合は年間2万9,747ユーロ。また、配当や不動産などからの収入に対する免税措置がある。

R&D活動奨励のため、企業派遣者・ベルギー人を問わず研究員または品質保証担当者を追加的に雇用した場合、1回に限り課税対象利益を軽減できる。軽減金額は科学研究員、品質保証マネージャー、輸出ダイレクターを雇用した場合は1万907ユーロで、PhD（博士号）など高度な資格を持つ科学研究員では最大2万1,810ユーロとなる。

e) 特定目的の子会社・支店に対する優遇措置

○ コーディネーション・センターに対する優遇措置

ベルギーに欧州本社を設立してグループ企業に対して支援や金融サービスを提供する場合、コーディネーション・センターと認定されれば優遇措置が適用される。この認定は10年ごとに更新する。

(i) コーディネーション・センターの定義： 多国籍企業の一部であるベルギー法人で、以下の性格を有すること。ただし、銀行・保険会社・その他金融機関は対象外で、グループ企業の一員にもみなされない。

- 連結株式および連結保有利益が2,478万9,352ユーロ以上あること
- 連結売上が2億4,789万3,520ユーロ以上あること
- グループで子会社が本国以外に4カ国以上にあること
- ベルギーで10人以上の正社員を雇用していること

(ii) コーディネーション・センターは、第三者や顧客と契約を結ぶことはできず、認可された活動は以下に限定される。

- 法律、税務面のアドバイスや雇用・従業員管理、販売・製造管理を含む集中会計・管理・データ処理業務
- 外国為替変動によるリスク・ヘッジなどの集中財政業務
- 保険および再保険
- マーケティング、広告、広報
- 情報の収集・伝達、調査・科学調査
- 国内および海外当局との折衝
- その他補助的業務

Report 4.

(iii) 優遇措置

- 法人税率は同じだが、課税所得の金額は、発生したコストと営業経費の一部に対して5～10%の間で決定するというコスト・プラス方式で決定される
- コーディネーション・センターに対する出資に資本税は課せられない
- 配当、利子、ロイヤルティーに対する源泉課税は免除される
- 不動産課税を免除される
- コーディネーション・センターの従業員には労働許可証取得義務がなく、雇用されている外国人幹部および外国人リサーチャーは特別国外居住者課税地位を受けられる

○ ディストリビューション・センターへの優遇措置

(i) ディストリビューション・センターに認められる業務は以下に限定される。

- 原材料の購入、製品の供給、自社名またはグループ内会社名によるマーチャンダイズ
- 製品の保管・管理・梱包
- グループ企業以外からの注文書の収集および注文確認書の作成および発送
- 商品のグループ企業への販売・輸送・配送
- グループ企業のために、グループ企業以外の企業に対する商品輸送・配送
- 請求書の作成と発行。ただしグループ企業以外の企業への販売については、請求書はグループ企業名でなければならない
- 資金調達、金融、付加価値税（VAT）、関税に関する管理業務

(ii) 優遇措置

- 法人税率は同じだが、課税所得は営業経費の5%とみなすコスト・プラス方式を適用。ただし活動によって実際に利益が発生し、これがコスト・プラス方式で定めた5%を超えれば、その分には課税される。各種の控除項目を考慮すると実際に支払う法人税はかなり軽減される。
- 関税とVATに関する特別措置が適用される。企業がEU域内に商品を輸入した場合、商品に対する関税とVATの支払義務があるが、輸入業者が商品をEU内で使用することを目的に売り出すまで関税またはVAT、あるいはその両方の支払いを延期できる。この措置の適用には商品を一時的に保税倉庫またはVAT倉庫に預ける必要がある。輸入税とVATの徴収が行われるのは、商品をEU市場で販売すると公表した場合で、最終出荷先が確認されるまでは輸入税やVAT、物品税が免除された状態となる。エンドユーザーがEU以外に所在することが明らかになり、それが確認されれば関税もVATも支払う必要はない。

Report 4.

○ サービス・センターへの優遇措置

(i) サービス・センターに認められる業務

サービス・センターは無形あるいは情報関連の幅広いサービスを提供するベルギー法人または外国企業のベルギー支店。事業上のリスクは皆無または一部に限られる。グループの売上増大を所期目的とする活動は認められない。

- 活動支援または活動準備
- 顧客情報活動
- 販売活動で、関連企業のために当該関連企業の社名で行う仲介
- 販売活動で、関連企業のためだが自社の社名で行う仲介

(ii) 優遇措置

基本的には通常の法人税が適用されるが、サービス・センターにもディストリビューション・センターと同様の税優遇措置が適用される。

(2) フランダース地域

フランダース地域の概要

フランダース地域の投資環境における利点は、立地やインフラ整備状況に加えて、優秀な人材と相対的に安い人件費が挙げられる。1人当たりの労働生産性では米国に次いで世界2位にランクされるほか、勤続年数が長い（平均11年）という調査結果もある。また、人口の約90%が母語を含めた2カ国語を話し、80%が3カ国語、55%が4カ国語を話し英語を話せる人も多いなど、多言語を使用できる人材が得やすい。また、欠勤率（労働時間に対する割合）が0.9%と世界トップクラスであるなど、人材面での評価は高い。企業投資誘致を行う機関はフランダース政府企業誘致局（FFIO）である。

投資誘致の重点分野

産業セクターでは、伝統的な化学工業では、米国ヒューストンに次ぐ世界第2の規模の石油化学センターを有している。日本の化学企業では約30年前に鐘淵化学工業が進出、塩ビ樹脂添加剤の生産を開始しており、1990年代後半には、クラレ、日本触媒がフランダース地域に生産拠点を設置した。クラレはEVOH樹脂（エバル）の生産を行い、増産を予定している。また日本触媒は、紙オムツなどに使用する高吸水性樹脂の生産を行っている。両社はイネオスの工場サイトにプラントを建設したが、すでに整備されているユーティリティなどインフラが活用できることから、初期投資を大幅に減らすことが可能になる。また行政手続きなどの支援も充実している。

Report 4.

ファインケミカル分野では、住友化学工業、JSRなどが生産を行っている。また、味の素は抗HIV中間体を低コストで生産する技術を確立し、フランダース・バレン工場でも大量生産を行うことを決定している。

フランダース地域は、生産拠点とともに物流拠点としても注目されている。欧州の大きな市場の中心部に立地し、アントワープ港に代表される港湾、高速道路、鉄道が整備されているためである。また東欧地域へのアクセスに優れていることから、トヨタ自動車、ブリヂストンなど自動車関連企業などがフランダース地域に大型物流センターを開設する。

石油化学を中心に商業用化学品の製造が優位だったフランダース地域でも医薬品やバイオインダストリー分野での誘致が積極的になってきている。1990年にわずか3社だったバイオテクノロジー関連企業が2003年には36社に増えており、従来の自動車、石油化学産業に続く新たな地元産業セクターとして注目されている。バイオテクノロジー関連産業は、アントワープを中心としてメッヘレン、ルーヴェンなどに広がる「フランダース・バイオテック・バレー」と呼ばれる地域を核とする。

バイオテック・バレーでは、フランダース・バイオテクノロジー大学間研究所(VIB)を中心として、新技術を発信する大学とともに研究クラスターを形成している。VIBは、アントワープ、K・U・ルーヴェン(ルーヴェン)、VUB(ブリュッセル)の4大学の分子生物学、医療分野におけるたんぱく質研究、植物バイオなどバイオ9部門に携わる科学者約800人による共同研究を推進する研究機関である。主にバイオ・ベンチャー企業のための基盤を作り、海外医薬品企業との提携を進めるとともに、新会社設立への手段を提供し、起業意欲を喚起する役目も持つ。VIBの主な業務活動は、基礎研究のサポート、技術移転、教育のおよび一般向けの情報提供などであるが、ビジネスプランの立案やベンチャー・キャピタル導入の調査からバイオ・インキュベーターのようなインフラストラクチャー支援まで多岐にわたる。VIBからの起業の成功例は、デフゲン社、クロップデザイン社⁵などがある。2003年の長期的な資金運営予算は約5,000万ユーロにのぼる。

バイオテクノロジー企業は、銀行借入れや株式発行による資金調達のほか、フランダース投資信託委託会社(GIMV)からの援助を受けることができる。GIMVは1980年にフランダース地域政府が設立した機関で、フランダース・バイオテクノロジー基金を運用している。同基金は、国内・外国企業にかかわらず、フランダース地域に進出した外国企業にも等しく活用される。

また、2001年にはバイオテック・インベストメント・パートナーズ(BIP)が設立されるなど、

⁵ VIBの研究グループがスピンオフして1998年に設立。イネの収穫量の増加やストレス耐性の向上など機能性植物の開発に取り組む。日本の丸紅と代理店契約を締結し、日本市場への進出も果たしている。

Report 4.

民間企業による創業支援活動も活発化している。BIPは主に、バイオテクノロジー関連の大学の新技術を開発し、産業化への橋渡しを行う。また、起業支援のみならず、会社設立後の経営・管理面での業務サポートや、欧州市場へ進出を希望する企業に対して市場調査を請け負うなど、幅広いサービスを提供する。これまでに、オランダ企業1社を含むベンチャー企業5社を立ち上げている。

投資優遇策

フランダース地域政府は、科学とテクノロジーの促進を優先分野に挙げており、技術開発を推進する政府機関であるフランダース産業科学技術研究所（IWT）などを通して、多様な優遇策を設けている。これには、基礎研究や事業化調査への助成金、プロトタイプ作成への融資、研究開発関連の従業員の研究開発費に対する免税措置、省エネその他への投資を対象とした税控除などが含まれる。また、このほかフランダース地域政府が提供する投資インセンティブには、直接補助金、労働・雇用インセンティブなどがある。

a) 補助金制度

従業員数、売上高による企業規模と、立地（EU開発地域内外）により、投資金額に対する割合で算出される補助金制度がある。

表 14： フランダース地域の補助金制度

		立地	助成金	環境補助金
小企業： 従業員数：50人未満 売上高：500万ユーロ未満 他社による株所有率：25%未満	EU開発地域内	最大 15%	20% ^{**}	
	外			
中企業： 従業員数：250人未満 売上高：2,700万ユーロ未満 他社による株所有率：25%未満	EU開発地域内	最高 [*] 14%・21%	8%・10%	
	外	最高 7.5%		
大企業： 上記を超える場合	EU開発地域内	最高 [*] 14%・21%	8%・10%	
	外	なし		

* プロジェクトのタイプにより異なる。

** 「エンド・オブ・パイプ」⁶技法および省エネルギー技法。

「エンド・オブ・パイプ」技法。

※※ 省エネルギー技法。

出所： フランダース政府企業誘致局資料より作成

b) 労働・雇用インセンティブ

⁶ 「エンド・オブ・パイプ（End-of-Pipe）」とは、フィルターやコンテナなどの設備機器や下水処理プラントなどを指す。

Report 4.....

労働・雇用インセンティブの1つとして、ベルギー政府は社会保険料の雇用者負担額の軽減策を導入したが、このほかにフランダース地域政府雇用省（VDAB）では、労働者への質の高いトレーニングを安い費用で提供している。トレーニングのほか、人材採用前後のサポートや、独自の大規模な求職者データベースの提供、無料の従業員リクルート、心理テストや技能の証明などをリーズナブルな値段で企業に提供する。

- 雇用前
- ・ 求職者データベースの無料アクセス
 - ・ 雇用者から必要とされるトレーニングへの費用助成（通常6週間まで）
 - ・ 個人別職能トレーニングへの費用助成
- 雇用後
- ・ トレーニング、企業内研修への助成金、従業員のリクルートと選別のサービス
 - ・ 個人別職能トレーニング補助金：1～6カ月間の求職者に対する職業トレーニングプログラムを提供するとともに、トレーニング中に小額の奨励金を支給。

c) R & Dインセンティブ

フランダース地域には、環境、エネルギー、先端素材など多分野にまたがる契約研究機関である Vito (Flemish Institute for Technological Research) や欧州最大のマイクロエレクトロニクス独立研究開発センターImec (Inter-university MicroElectronics Center)、バイオテクノロジー研究グループが1つになった組織 VIB (前述参照) などの専門研究センターがあり、R & Dセクターの促進はフランダース地域政府の重要政策となっている。このため、フランダース産業科学技術研究所 (IWT) によってR & Dに関する様々な助成金がコーディネートされている。IWT によるR & D助成金には、基礎研究やプロトタイプ作成にかかる費用の助成のほか、フランダース地域内外におけるフィージビリティ研究も援助している。また、フランダース地域の投資信託委託会社 (GIMV) も伝統産業セクターおよび革新的な産業セクターの幅広いサービス業や販売業、工業セクターの企業に投資を行うほか、設立間もない企業や中小企業にも対応している。

表 15： フランダース地域のR & Dインセンティブ

基礎研究	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学機関と共同で行う研究の場合、固定資産投資の最高60%まで ● 「impulse Action Programmes」のフレームワーク内の研究の場合、固定資産投資の100% ● 固定資産投資の50%
プロトタイプの作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 新製品、工程またはサービスの場合、費用の50%を無利子で貸し付け ● プロトタイプ、新製品、製造工程の開発に対する低利ローン
R & D税減免 (全国レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員雇用のための費用に関する税控除(研究員1人当たり1万1,150ユーロ、高資格研究員の場合1人当たり2万3,030ユーロ) ● 省エネに関する投資や新製品のR & Dを促進する投資に対する13.5%の税控除 ● 環境に優しいR & D施設投資に対する20.5%の税控除

出所： フランダース政府企業誘致局資料より作成

Report 4.

(3) ワロン地域

ワロン地域の概要

ワロン地域の伝統的産業は、鉄鋼、機械、電気、化学、ガラス産業などであるが、近年では多くの地域で新しい産業セクターの開発が進んでおり、企業と大学・研究機関が共同研究するケースが多く見られる。地理的にアングロサクソン、ゲルマン、ラテンの3つの異なる文化圏の中心にあるため、複数言語を使える人材の割合が非常に高い。このため、多言語コミュニケーション能力を必要とするコールセンターを設置するには理想的な地域となっている。リエージュ地区にはコールセンター業務専用のターンキー「テレ・ベース」ビルが多数ある。ワロン地域は、高等教育資格を持つ人材の割合が高く、高等教育機関数は9大学130カレッジ、300リサーチセンターおよび先端技術の研究を行う5つのサイエンス・パークがある。企業と大学・研究機関との共同研究も盛んで、学生のトレーニングも活発に行われている。企業投資誘致を行う機関はベルギー・ワロン政府外国企業誘致局（OFI/Office for Foreign Investors）である。

投資誘致の重点分野

ワロン地域の外国投資誘致の機関、ベルギー・ワロン政府外国企業誘致局の2000～2003年の戦略計画では、従来の主要産業である化学、繊維、鉄鋼の諸産業のほか、ITおよび映像技術産業、バイオテクノロジー産業、航空機および自動車の部品産業、コールセンター、物流センター、ロジスティクスおよび電子商取引、食品産業、木材産業、環境およびエネルギー産業などへの企業誘致を目標としている。

主要地域の代表的産業

- リエージュ：宇宙産業。リエージュ大学を起源とするリエージュ宇宙センター（Lieju Space Center）は、欧州アリアンプロジェクト（European Ariane Project）に参画、米国航空宇宙局のプロジェクトでも活動している。
- シャルルロワ：航空、バイオテクノロジー、マルチメディア
- ナミュール：情報技術、テレコム産業、生命科学
- モンス：新素材、テレコム技術
- スネッフ、フルイ：石油化学
- ジャンブル：農業・食品技術、生命科学
- ルーヴァン・ラ・ヌーブ：バイオメディカル、薬品研究
- アルデンヌ：環境科学

これらの中で特にワロン地域政府が力を入れている分野がバイオテクノロジーである。サ

Report 4.....

イエンス・パークシティー・センター周辺に、ハイテク企業のためのサイエンス・パークがある。この施設では大学の研究室との共同開発が進められており、サイエンス・パークは経済の中心地としても拡大を続けている。これらの施設は先端技術、特にバイオテクノロジーの技術革新のための非常に重要なものとなっている。バイオ技術企業活動を拡大させたサイエンス・パークは、ルーヴァン・ラ・ヌーブ・サイエンス・パーク、リエージュ・サイエンス・パーク（サール・ティルマン）、ジャンブル・サイエンス・パーク（ナミュール）、モンス・サイエンス・パーク、シャルルロワ空港サイエンス・パークの5カ所ある。

ワロン地域の各大学は早くから産学共同での研究体制を重視しており、特にバイオ技術産業では共同プロジェクトが盛んに進められている。ユニバーシティー・インターフェースと呼ばれる専門機関が各大学と企業を結ぶほか、自治体が幅広い研究インキュベーターを設置し、自社の研究室を持たない小規模な企業のために共同研究を行う等、若い革新的な企業に具体的な助力、实际的経験機会の提供などを行っている。

ワロン地域ではバイオ技術産業の開発が長期にわたり自治体の優先事項であり、金融援助制度を設置するほかバイオテクノロジーに興味のある民間資本へのアクセスに様々な形の特典が用意されている。ワロン地域ではバイオテクノロジーに投資する外国資本に対して、多くの経済的援助策を持つ。ワロン地域が提供する優遇制度と公的資金援助は特に先端技術の研究開発に援助の焦点を置いており、設立、研究開発、雇用、商品開発、製造、マーケティング、輸出など、様々な段階に合わせた制度を持つ。

表 16： ワロン地域のR & Dインセンティブ

アドバンス・レキュペレーション融資制度	研究開発費の最大80%まで無利息で融資するが、研究が成功した場合のみ返済義務が生じる。
前渡融資制度	研究開発費の最大70%まで融資。
R.I.T.欧州補助金	欧州のほかの中小企業と提携して技術革新に携わっている中小企業に対する資金援助制度で、技術的、経済的研究費の80%を限度とする。
ファースト・エンタープライズ	若手研究員の採用・教育に適用されるもので、雇用した研究員の人件費80%を限度とする資金援助制度。
技術移転補助	外部コンサルタントによる技術移転のフィージビリティスタディ1回分予算の80%を限度とする。
スピンベンチャー	大学での研究開発に基づいたハイリスク企業設立を援助する制度で、資金援助のほかコンサルテーション（特に特許関係について）を提供する。
Bioval7	バイオ細胞の研究開発に対する援助。
特定研究開発に対する援助	特許、認定、許可等の取得費用を援助。

出所： ベルギー・ワロン政府外国企業誘致局資料より作成

⁷ BIOVAL は人々が受け継いできた生物学および細胞学上の知的資産をさらに発展させるためにできた制度で、ワロン地域の経済的・社会的発展のためには研究開発こそが最も重要な要素であるとする地域政府の主張を示すものである。

Report 4.

また、バイオ技術産業はベンチャー資本にとって特に魅力のある投資先となっており、有名なベンチャー資本がバイオ技術企業に対する公的資金の代替資本としての機会を模索している。主なベンチャー・キャピタル会社には、アナフォール・ベンチャー（アテノールグループ）、ベルコム・ソリューションズ社、フィモ社、ハット・ベンチャー社、イノード、シネルフィなどがある。また、最近ではハイテク技術企業を立ち上げる「スタート・イット」や企業の成長段階で資金を提供する「Eーキャピタル」の2社の民間資本がワロン地域に支社を開設している。

投資優遇策

ワロン地域では新規雇用の創出があることが新しく参入する投資家に対するインセンティブ供与を決定する要素となる。このインセンティブはワロン地域政府により適格と判断された投資プロジェクトに対して、その投資額に対する割合でキャッシュの補助金を与えるものである。また、環境改善、再生可能なエネルギー、研究開発計画のサポートなどに役立つ投資に対しても特別なインセンティブを用意している。

投資インセンティブの対象となる条件は、原則的にワロン地域を本拠とする会社の本社あるいは子会社で、必要な資本と経営体制の保証を証明することにより、国内企業・外国企業の区別なく投資援助の申請ができる。援助対象としては、土地建物、新設備、特許およびライセンスなどの取得に限られた無形資産などである。銀行、金融機関、自由業、エネルギー・水道など、サービス産業の中には投資援助が適用されないものもある。また、このほか炭鉱、鉄鋼、自動車、合成繊維、造船、農業生産物、ガラスなど一般的にEUの業種規制に当てはまる企業は別の基準によって補助金を受けることが可能である。補助金の額は雇用人数と売上高など事業の規模や、投資プロジェクトによる雇用の増大、企業活動の利点および新規事業の創出あるいは既存企業の拡大などの要素を含む基準により決定される。

投資計画は企業が補助金の申請を行った時点で開始し、投資計画は申請受付日から6カ月以内に開始しなければならない。投資計画は開始日から4年で終了しなければならない。一般的には投資計画の少なくとも80%が予め合意された期日までに完了している必要がある。ワロン地域政府では、プロジェクト完了まで投資計画の実施状況を監視する。

地域のインセンティブに加えて、政府の補助金、その他経理上の優遇措置あるいは労働・職業教育プログラム等の大幅な社会的インセンティブを利用することが可能であり、ベルギー・ワロン政府外国企業誘致局では投資プロジェクトの詳細な内容（目的、仕様、所在地、研究開発スケジュールなど）を基に、個別に企業に合った投資インセンティブの提案を行っている。

Report 4.

2. オランダ

(1) オランダの概要

オランダは、輸送物流と金融・保険を中心としたサービス産業が GDP の3分の2以上を占める。また、農業・食品関連産業や、化学、エレクトロニクス、金属なども重要な産業となっている。通信分野のインフラ網整備に早くから着手したことで、この分野で外国からの投資が 90 年代後半から増大した。

自動車産業では、三菱自動車が 1991 年にネザーランズカー (ネッドカー) をオランダ政府、ボルボと共同出資で設立し、2001 年 3 月には三菱自動車がボルボの株式を買い取って完全子会社化した。

(2) 投資誘致の重点分野

化学

化学産業は GDP の約 18% を占め、オランダ経済の中で 2 番目に重要な産業セクターを形成する。エチレン、プロピレン、アンモニア、ベンゼン、メタノールなどの原材料および中間生成物を含む基礎化学品分野で極めて強固な地位を占めている。基礎化学品の生産はオランダ化学産業の純利益の約 60%、EU 全体の基礎化学総生産量の 10% 以上を占めており、広範な化学事業の基盤となっている。国内企業のロイヤル・ダッチ・シェル、DSM、アクゾ・ノーベルのほか、デュポン、GE プラスチック、エクソンケミカル、BASF など多国籍企業も多い。政府はプラント建設、有害化学製品の物流、廃棄物処理、R & D などの活動で広範な支援を提供しており、R & D のアウトソーシングでは大学やオランダ応用化学研究機構 (NTO)、オランダ政府が企業と共同で設立したダッチ・ポリマー研究所などの応用研究所などが用意されている。オランダに進出している日本企業は、富士写真フィルム、東ソー、積水化学、信越化学、呉羽化学、協和化学など化学産業を中心に約 400 社にのぼる。

食品

オランダは食品・食品関連製品産業にとって生産・物流のハブとしての役割を担っている。これら産業分野では 6,500 社以上の企業があり、労働人口は全産業分野の 16% に相当する 10 万人以上にのぼる。米国、フランスに次ぐ農産物輸出国で、乳製品、ビール、ココアでは世界最大となっている。ユニリーバやハイネケンなどの多国籍企業がオランダを発祥としており、日本企業ではキッコーマン、ヤクルト、日清食品などがオランダに欧州事業の

Report 4.

拠点を置いている。食品分野の多くの企業がオランダに注目する理由の1つには物流拠点としての利点がある。ロッテルダム港は生鮮食品や原材料の輸送ポイントとなっている一方、アムステルダム港はカカオ豆で世界有数の輸入・物流センターとなっている。欧州の航空貨物ハブのスキポール空港では食品のほか園芸製品の取り扱いが多い。さらに、オランダには200社以上の食品加工機械メーカーがあり、うち約80社が包装用機器の製造を行っている。

IT・通信

オランダ政府はITを最優先課題として取り上げ、オランダを欧州の電子ビジネスの中心とするアクションプランを発表、また通信分野の民営化を通し光ファイバー網や通信ネットワークのデジタル化などを進めている。オランダは従来からエレクトロニクスやマルチメディアなどの分野で優れており、IT革新を進めるうえで重要な役割を果たしている。オランダで汎欧州規模の活動を行っている企業には、シスコ・システムズ、ルーセント・テクノロジー、エイサー、インテル、キヤノン、ワールドコム、ピープルソフトなどがある。2002年7月にはNTTドコモが欧州における「iモード」展開の活動拠点として、100%出資による子会社「ドコモ・iモード・ヨーロッパ (DoCoMo i-mode Europe B.V.)」をアムステルダムに設立した。同社が出資しているオランダの通信会社KPNをはじめとするiモードの導入会社、導入予定会社へのサービスを行う拠点となっている。

バイオテクノロジー

オランダ政府はバイオテクノロジー産業の発展を推進してきており、R&D関連分野とともに研究開発に対する支援体制も整っている。生命科学分野における産官学の共同体制の取り組みも活発である。2000年3月には、オランダ経済省が新ライフ・サイエンス・アクションプランを発表し、2005年までに5,000万ユーロを投じてオランダのバイオテクノロジー産業の育成を図る方針を明らかにした。

この計画は、欧州進出を計画するバイオテクノロジー企業に特有のニーズに応えるとともに、現在進行中のプロジェクトの実現を支援することに重点を置いている。この計画を通じて、バイオテクノロジー企業を目指す起業家はシード資金やスタートアップ資金、機材資金の助成や、現在計画が進行しているインキュベーター・センターのネットワークを通じたインキュベーター・サービスなどを受けることもできる。現在、そうしたインキュベーター・センターは5カ所計画されており、それぞれのセンターがすでに活躍中の企業と協力して、スタートアップ企業10~15社を支援する体制を整備中である。また、ゲノム分野促進のための行動計画「オランダ・ゲノミクス・イニシアチブ」を策定し、2007年までに2億ユーロを投入する。

Report 4.....

オランダのライフ・サイエンス分野には、50社のスタートアップ企業を含めて数百社の企業が参加しており、総従業員数は4,000人に及ぶ。オランダの主なバイオ産業は、北部のフローニンゲン、中部のフレボランド州、ヘルダーランド州、ユトレヒト、西部の西ホランド、アムステルダム、南部のリンブルグ州の7カ所に集積しており、「バイオ・デルタ」と総称されている。投資企業誘致では、企業からの照会に対して不動産物件を提供するほか、無料の現地調査や進出の相談、業務提携の仲介まで幅広い行政サービスを行っている。

表 17： オランダのバイオ産業集積地

フローニンゲン	フローニンゲン大学と同大学病院の周辺に関連企業約80社が集積しており、産官学の連携も盛ん。微生物生理学などに強い。
フレボランド州	農業分野、ウイルス学などに強みを持つ関連企業約40社が集積。
アムステルダム	アムステルダム大、オランダがん研究所などがあり、バイオ関連企業雇用者数は3,500人。
西ホランド	ライデンには欧州最大規模のバイオ産業集積地「バイオサイエンスパーク」があり、創薬技術の評価も高い。ゲノム、抗体工学などの約50社が集まる。西ホランド全体でのバイオ関連企業の雇用者数は3,500人。
ユトレヒト	約40社が集積し、労働人口の85%がバイオ分野の研究開発に従事。
ヘルダーランド州	ワーヘニンゲン（Wageningen）には食品企業だけでなく大学や政府機関、運送業などが集まる「フードバレー」があるほか、ナイメーヘンは生物医学の関連企業が集積する。
リンブルグ州	マーストリヒト大学など5大学と5大学病院があり、心血管、細胞研究などに強く、関連企業約60社が集まる。

出所： 新聞記事などから作成

一方、オランダ政府の医薬品などの認可制度は、安全性と効験を保証するものとして国際的に評価が高く、新薬の臨床試験の開始までにかかる期間は4～6週間と他の欧米諸国数カ国に比べて短いなど、生命科学関連産業にとって有利な環境にある。また、特許関係の手続きはデン・ハーグに集中している裁判所で行うことができるため、訴訟の対象となりやすい産業にとっては便利である。

物流

オランダにはロッテルダム港やスキポール空港があり、従来から欧州における物流拠点として外国企業の投資が集中している。オランダ政府も欧州における物流センターとして位置付けており、税関業務や課税で優遇措置を導入している。これにより外国企業が設置している欧州物流センターは約750カ所となっており、このうち約3分の2が米国企業によるものとなっている。大規模な欧州物流センターを設けている日本企業は、自動車産業では日産自動車をはじめ、光洋精工、椿本チエイン、デンソーなど、エレクトロニクス産業ではソニー、キヤノン、リコーなどがある。また、NECロジスティクスが2002年5月に初の欧州子会社を設立していたが、2002年7月にはスキポール空港に隣接したエアポート・ビジネスパーク・ライデンに欧州ロジスティクスセンターを開設している。これは、欧州全域向けのロジスティクスの流れを統合し、欧州物流のハブとして欧州における事業展開

Report 4.

に活用するものである。

欧州本社・欧州統括本部、欧州営業拠点

オランダは欧州本社やサービス・センターを置くのに適した税制を採用しており、課税面でも優遇措置があるため、以前から外国企業の欧州本社や欧州統括本部、管理部門の設置国として選ばれることが多い。欧州本社・欧州統括本部をオランダに置く日本企業も多く、川崎重工、キヤノン、光洋精工、セイコーエプソン、デンソー、日産自動車、三菱自動車、三菱電機、ヤマハ発動機、横河電機、ヤクルト、リコーなどがある。2002年には商船三井が定期航路事業の欧州統括本社をロンドンからロッテルダムに移転している。

また、欧州営業拠点として選ばれることも少なくない。2002年12月に日本精機がアムステルダムに四輪車用・二輪車用計器の販売子会社を設立し、欧州営業拠点として2003年1月より営業を開始している。同社は、英国販売会社から販売部門と分離独立させたもので、英国やフランス、イタリアの業務を受け継ぐとともに、ドイツ事務所も新たに開設して欧州営業網を構築するための重要な拠点となっている。また、2003年3月にオムロンと安川電機が合併で販売子会社を設立、マルハが2002年12月に水産物の販売会社を設立するなどの動きが見られる。

このほか、オランダでは英語の普及率が75%に達し、ドイツ語やフランス語を理解する人も多いことから欧州中央コールセンターを設置する場合の進出先としても注目されている。

(3) 優遇税制

法人への課税

オランダの税制は企業、特に進出する外国企業にとって有利なものとなっている。事前に税務当局と法人税の取り扱いを協議するアドバンス・タックス・ルーリング (Advance Tax Ruling/事前税務裁定) 制度 (後述) や、グループ企業内で得られた利益に対して法人税を1度しか課税されないようにする資本参加免税 (Capital exemption)、通常の子やロイヤルティーは源泉課税されないなどの特典がある。

法人税率は、課税所得額が2万2,689ユーロ以下の部分は29%、それを超える部分については34.5%となっている。外国企業で、オランダ国内に恒久的施設または常駐の代表者 (外国企業に代わり契約を締結する権限を有する者) を置かない場合は、法人税の対象とならない場合もある。

Report 4.

法人税は居住法人にも非居住法人にも課せられ、居住法人はその全世界所得に対し課税される。ただし外国で発生する所得については通常、資本参加免税制度、租税条約または二重課税回避のための政令（Decree）によって二重課税が回避できる。オランダに支店などを置いて事業活動を行う非居住外国法人は、オランダでの不動産利益や事業利益といったオランダで発生する特定の所得項目に対してのみ課税される。キャピタルゲインとその他の利益も区別しておらず、原則としてすべての利益は発生年度中の課税所得に計上される。

ただし、持株売却によるキャピタルロスには損金扱いとならず、子会社による損失は損金参入できる。資本参加免税の適用を受けた場合、資金調達費用や経営管理費といった免税の対象となる外国持株関連の全費用は、オランダ法人税の損金算入の対象にはならない。

また、アドバンス・タックス・ルーリング（事前税務裁定）は、オランダ拠点の法人税の取り扱いを税務当局から事前に明らかにしてもらうよう協議する制度で、税務プランニングのテクニックを活用することで、オランダ居住法人が行う貨物保管、物流、販売、製造といった活動に対する実効税率を引き下げることが可能である。

損失の取り扱いについては、居住法人、非居住法人ともに、3年間の損失繰り戻しが可能で、繰り越しは無期限となっている。

また、オランダで営業する外国企業の支店の課税所得は、居住法人と同じ方法で決定される。支店関連の費用は課税所得と相殺することができ、本社への送金に対する源泉課税はない。

資本参加免税は、適格の持株からオランダ法人が得るすべての利益（配当金やキャピタルゲイン）に対して適用される。適用には以下のような条件がある。

- オランダ法人が、(外国) 子会社の払込資本を額面で5%以上保有していること
- 外国子会社の株式は転売目的の保有ではないこと
- 外国子会社はその居住国において所得課税の対象であること
- 外国子会社の株式は、ポートフォリオ投資としての保有でないこと。ただし、適格なEU子会社にはこの条項は適用されない

オランダでは、所得が外国の所得税の対象となる場合に限り当該所得はオランダの課税を免除されるという基本原則が適用される。これは二重課税回避のための政令により制定されており、外国の税率が何パーセントであっても、また外国の税がある条件下で実際に支払われることがなくても、適用される。全世界所得を課税対象としてオランダ法人税額を求め、そこから外国税額を控除する形はとらない。

Report 4.

オランダの税務当局は、外国投資家のための情報部（Information Office for Potential Foreign Investors）と、ルーリング部（Ruling Team）という2つの情報提供部門を設置している。情報部は、オランダ進出を計画する外国企業・投資家に税制に関して必要な情報の提供、ルーリング部は各種の裁定を扱っている。

源泉課税

オランダでは貨物や資本の国際的な移動の妨げとなるものをできるだけ排除する目的で、通常の利子およびロイヤルティーに対する源泉課税はない。配当についてはさらに、60 以上 60 以上の国々と、所得と資本に関わる二重課税を回避するための租税条約を締結しており、支払配当の源泉課税が軽減されている。なお、オランダ居住法人が受け取る配当は、資本参加免税や関連会社特権などの適用を受ける場合、法人税が免税となる。

個人所得税

2001 年 1 月 1 日施行の新税制で個人所得税制が大幅に改正され、駐在員の場合には減免措置が適用されることになった。これは「30%ルーリング（30% ruling）」と呼ばれ、従業員給与の最高 30%を最長 10 年間（120 カ月間）にわたって非課税とすることができるもので、海外生活に伴う特別経費負担に対する給付金とみなされている。

30%ルーリングの適用対象となる所得は「現在の雇用から得る賃金」で、ボーナスやストック・オプション収入など臨時および変動給付金も対象となる。なお、退職手当および年金手当は適用対象外となる。30%非課税分の算定は、課税分と非課税分の分割を雇用契約で規定し、30%の非課税手当は給与とは別に支給するが、給与総額を帳簿上で 70%の課税部分と 30%の非課税部分に分割することはできない。また、雇用契約が手取り給与額になっている赴任者や給与の支払が不定期な赴任者の場合、30%の非課税分を月額ベースで算定するのは難しいため、年額ベースで非課税手当を算定・支給することも認められている。

住宅手当の課税については、海外駐在に伴う特別給付分と通常の住宅手当に分けて算定しなければならない。通常、所得の 18%が通常の住宅費とみなされ、支給される住宅手当の金額が所得の 18%以内の場合は課税対象となる。支給額が所得の 18%を超える場合、超過分は海外駐在に伴う特別経費とみなされ 30%非課税手当の扱いが可能となる。

また、二重家計費・一時帰国手当に対する給付金も 30%非課税手当に含まれているとみなされる。これらの給付金が非課税手当とは別に支給される場合は、課税対象となる。なお雇用者がインターナショナル・スクールに通う従業員の子弟の学費を非課税手当で給付することも認めている。

Report 4.

この30%ルーリングの資格を得るには、以下の要件を満たさなければならない。

- 雇用主が、当該従業員がオランダ労働市場では得られない、あるいは見つけにくい特殊な専門技術を有することを立証できること
- 当該従業員はオランダ国外から採用されていること
- 雇用主は、オランダの給与源泉徴収税の徴収義務者であること

また、従業員が特殊専門技術基準を満たすと認定されるためには、以下の3要件をすべて満たす必要がある。

- 国際グループ企業内の転勤でオランダに赴任すること
- オランダ国外で当該グループ企業に2年半以上の期間雇用されていること
- 雇用される会社の中間管理職または上級管理職であること

30%ルーリングの申請にはいくつかの規定がある。当該従業員のオランダ到着日から4カ月以内に行う必要があり、4カ月以内に提出されなかった場合は、申請書提出日の翌月第1日目からの適用となる。

(4) 投資優遇策

補助金

政府が指定する「投資奨励地域」であるオランダ北東部および南東部の5つの州（フリースランド（Friesland）州、フローニンゲン（Groningen）州、トゥエンテ（Twente）州の全域とドレンテ（Drenthe）州の北部および南東部の一部、リンブルグ（Limburg）州の南部の一部）に直接投資する場合は、補助金の支給がある。このほかに州によって、雇用創出や失業者再雇用、求人や従業員の選定、従業員訓練に対する補助金がある。

財政支援の1つとして、地域開発公社が新規または既存企業のリスクを分担するパートナーの役割を果たすこともある。たとえば新規設立会社に対して株主として参加し、用地の取得や設立時の業務を手がけ、経営には関わらずに事業が軌道に乗った段階で株主を抜けるという方法がとられることも多い。

また、オランダには欧州で最も成熟したベンチャー・キャピタル市場があり、中小企業への財政支援を行っている。このような中小企業に対するベンチャー・キャピタル会社は約60社ある。

Report 4.

その他の優遇措置と利点

オランダの税制自体が進出企業にとって有利な点が多く、前述のように、資本参加免税や源泉課税の軽減、アドバンス・タックス・ルーリングの制度のほか、駐在員の個人所得への課税では、給与の30%を非課税とすることができるなどの措置がある。

物流センター、欧州本社、欧州の管理サービス部門を集約したシェアド・サービス・センターは、利益を生み出すプロフィット・センターではなくコスト・センターという特徴を有するため、法人税でコスト・プラス方式が適用される。これは総運営コスト（コストベース）に所定の率（マークアップ）を乗じた金額が課税対象額となる制度。マークアップは事業内容によって異なってくるが、通常は5～12.5%の間となる。

EUでは、企業がEU域内に商品を輸入した場合、商品に対する関税と付加価値税（VAT）の支払い義務があるが、輸入業者が商品をEU内で使用することを目的に売り出すまで関税またはVAT、あるいはその両方の支払いを延期できる特例措置がある。ただし、この措置の適用には商品を一時的に保税倉庫またはVAT倉庫に預ける必要がある。オランダでは、この保税倉庫を港湾地域や空港周辺などに限定せずに全国どこにでも設置することができる。なお輸入時のVAT支払い繰り延べに関する特例があり、VAT納税を定期申告時まで繰り延べることができる。

また企業の自主管理保税倉庫システムでは、一般企業が自社の望むところに保税倉庫を設置して、税官吏の監視を受けずに保税貨物の出し入れができる。保税のまま検査、再梱包、小分け、ラベリング、一部の加工もできるようになっている。輸入関税を課されないまま、税関管理下で商品を取り扱うことができる保税措置などが認められている。

研究開発支援

オランダでは、革新的な技術分野の研究開発活動に対して政府の手厚い支援がある。オランダ政府は、主にオランダ科学研究組織（Netherlands Organization for Scientific Research/NWO）を通じて年間約4億1,500万ドルの研究開発資金を提供している。また、民間セクターの研究活動支援のための機関も複数設立している。センター（Senter）は、このうち最大規模の組織で、オランダ経済省傘下にある。対象となる分野は、技術、エネルギー、環境、輸出、国際協力などで、助成金、資金貸与、税優遇措置などを手がけている。また革新的アイデアに対しては関心を持つ可能性のある関係者を紹介する機能も果たしている。

R&D支援は、外国企業およびその関連会社もオランダ企業と同じように受けられる。これには大学と民間企業の共同研究に伴う税制上の特典、産業研究を対象とする助成金があり、経済省および教育・文化・科学省が中心となり、プロジェクト内容によっては管轄す

Report 4.

る省庁が加わる。

3. カタルーニャ州 (スペイン)

(1) カタルーニャ州の概要

カタルーニャ州は、州都をバルセロナに置き、スペイン国土の6% (3万1,801平方キロメートル) および人口の約16% (600万人) を占める。GDPにおいては20%、工業GDPでは25%を産出し、輸出においてはスペイン全体の27%、輸入では29%、先端技術ベースの輸出では38%を占めており、スペイン経済の中心地となっている。産業セクターでは、バルセロナを中心に繊維、機械、化学、セメント、金属工業が盛んである。全労働人口の6割が40才未満で若い人材が豊富であることや、勤勉な国民性と高い教育水準には定評があり、優秀なエンジニアの確保も容易となっている。

カタルーニャ州はスペイン国内で最も外国投資件数が多く、約3,000社の外国企業が拠点を置いている。日本の対スペイン投資は70%がカタルーニャに集中しており、140社以上の日本企業がカタルーニャに進出している。近年ではすでに進出している企業の再投資の動きも見られる。産業セクターではエレクトロニクスと自動車の製造業が圧倒的に多い。代表的な日本企業はソニー、松下電器産業、パイオニア、シャープ、日立、三洋電機、エプソン、日産自動車、本田技研工業、デンソー、カルソニック、ヤマハなどが挙げられる。

スペインでは経済省貿易投資局 (The General Directorate for Trade and Investment, the Ministry of Economy) が外国投資促進を管轄しており、外国での活動はスペイン大使館の経済商務部を通して行っている。各自治州にも投資誘致機関や開発公社があり、情報や各種優遇措置を提供している。カタルーニャ州にはカタルーニャ州政府外国投資部 (CIDEM) がある。

(2) 投資誘致の重点分野

従来、化学や自動車などの製造業を中心に経済を発展させてきたカタルーニャであるが、人件費などコスト安が1つのセールスポイントであったスペインも、よりコストの低い中・東欧諸国が2004年にEUに加盟すればEUからの補助金がこれらに国に優先的に配分されることで影響を受ける。カタルーニャ州では、製造業では賃金の安い国への工場移転もあり得ることから、研究開発やデザイン、サービスなどに重点を置いた経済への構造転換の好機として捉え、投資をテコにしてより付加価値の高い経済への脱皮を目指している。

同州政府が最近特に力を入れているのがIT、バイオテクノロジーやデザイン、物流などで、経済を活性化する鍵は技術革新にあるとし、最先端技術研究からの起業支援やインフ

Report 4.

ラ整備などを進めている。この中には、バルセロナ東部地区の情報技術産業集積地の設置計画がある。同地区の再開発に合わせて、最新の通信インフラを整備したオフィスタワーを建設し、環境に配慮したエネルギーや資源の利用をするためのシステムも備えるなどして地元および世界のIT企業の誘致を狙っている。

a) 化学

スペインには2,000社の化学企業があり、GDPの9%を占める。輸出品目でも化学製品は2位となっている。カタルーニャはスペイン国内の化学産業売上の45%を占め、同産業にとって南欧でも最も重要な地域となっている。特にタラゴナは化学石油産業が集中している地域で、ポリエチレンADではスペイン全体の97%が、ABSプラスチックでは86%、エチレンの78%、プロピレンの60%がタラゴナで生産されている。さらに、コストや人材の面で優れていることから、BASF、ICIペイント、ソルヴェイ、ダウケミカル、プロパンケムなど大手化学企業がカタルーニャに拠点を置いている。最近の投資では、エルフ・アトケム、レプソル YPF、クラリアント、アームセル、クレイ・バレーなどがカタルーニャを選んでいる。日本企業では、1970年代より進出している花王がその後生産を拡大し1999年には化学品事業の欧州統括会社を設立、化学品の製造・販売・研究拠点としている。モレキュラー・エンジニアリング・グループ(GEM)、カタラン・プラスチック・センター(CCP)、テクノキラル(Centre of Advanced Technologies in Fine Chemistry and Asymmetric Synthesis)など、民間企業との提携やR&Dサービスを行える研究所やR&Dセンターのネットワークが確立されており、カタルーニャ州政府外国投資部(CIDEM)では機関選定のサービスを提供している。

b) 製薬

スペインの製薬産業は欧州内で5位の規模にあり、360社で約3万9,000人の雇用がある。スペイン国内でも最大の製薬クラスターがカタルーニャにあり、360社のうち9割はカタルーニャとマドリードに、国内製薬研究所の約半分がカタルーニャに集中している。また、スペインの4大メーカーがカタルーニャに本社を置いている。このようなことから、コストやインフラストラクチャー、物流を最適化することができるという利点がある。さらに公的・民間の研究所とR&Dセンターのネットワークが確立されているためカタルーニャに立地する製薬企業にとって有利となっている。メルク、ノバルティス、ロシュ、ファーマシア、バイエル、ファイザー、ブリストル・マイヤーズ・スクイップ、アベンティス・ベアリングなど大手製薬企業がカタルーニャに投資している。

Report 4.

c) バイオテクノロジー

カタルーニャには 150 の生命科学研究グループがあり、2万人の科学者およびリサーチャー（うちバイオテクノロジー関連は300人）を擁する。州内に11カ所あるサイエンス・パークおよびテクノロジー・パークはすべてカタルーニャの大学と連携しており、バイオテクノロジーおよびバイオ医薬品分野（ジェノミクス、分子生物学、プロテオミクス、バイオメディカル・インフォマティクス、分子腫瘍学など）で研究グループおよび研究センターをなしている。

カタルーニャにはスペイン初のバイオ・インキュベーターがある。これは州政府の「2001～2004年カタルーニャ・イノベーション計画」のもとカタルーニャ州政府外国投資部（CIDEM）の支援を受けて設立されたもので、研究室とオフィスを備えた施設にはバイオテクノロジー企業が収容されている。また、州経済を活性化するカギは技術革新にあるとみて最先端技術研究からの起業を支援、バルセロナ大学内のサイエンス・パークではバイオメディカルを中核に20企業が活動している。そのほか、カタルーニャには動物細胞バンクがあり、世界中の科学コミュニティに動物細胞を提供している。技術特許申請数において国内トップレベルにあり、35%がカタルーニャに集中している。

d) 自動車

スペインの自動車生産は2002年に欧州3位、世界7位の規模に達しているが、カタルーニャは国内の自動車部品生産の約3割、二輪車生産の100%を担っている。南欧に立地する自動車組立工場への物流は1日しかかからずコストが安くすみ、部品サプライヤーと人材も豊富である。自動車関連のR&Dサービスにも強く、研究開発、技術革新・応用、技術移転、トレーニングなどを提供する企業がある。カタルーニャに製造拠点を設けている自動車関連企業には、本田技研工業、日産、メルセデスベンツ、フォルクスワーゲン/セアトグループ、デルファイ、ベア、シーメンス VDO、マグナなどがある。テクノロジー・センター/R&Dセンターを設置している企業には、フォルクスワーゲン/セアトグループ、ボルボ、リアー、ヤマハなどがある。

2002年6月に設立された合弁会社 GSB-TBK は、地元企業との相互補完関係を結ぶ投資事例として注目される。これは、自動車部品の東京部品工業がアルミダイキャスト（圧力鋳造）部門を持つ CIE オートモーティブ社にエンジンポンプの開発・製造技術を提供するもので、欧州販売実績を持つ CIE 社が2003年4月から仏プジョー向けにオイルポンプを生産している。

Report 4.

e) 物流

カタルーニャはイベリア半島の玄関としてフランス・ドイツにも近く、しかも両国より物価や労働コストが安いなどの利点がある。バルセロナ港は地中海最大のコンテナ港で、バルセロナの臨海地帯では、南欧の物流拠点として近年大型開発計画が相次ぎ、地中海を通して中近東やアフリカ諸国、そして同じスペイン語圏である中南米市場へのゲートウェイとしての機能に注目されている。また日本企業がカタルーニャに集中していることで、アジアへの物流リンクが発達している。バルセロナ港およびタラゴナ港からアジア、中東への海上輸送では地中海の他の海港に比べ輸送時間が1週間も短いという利点がある。

バルセロナ港に隣接して広がる物流センターZALは最新の保税・管理システムを備えるなど、物流基地としての設備も整ってきている。ZALは1992年に設立された付加価値サービスを備えた倉庫施設であるが、近年大規模な拡張工事が施され、2003年7月には新しいサービス・センターが開設された。68ヘクタールのこの建物は、オフィススペースとサービス機能の複合施設で、総床面積は1万9,000平方メートル、うち7,000平方メートルは統合可能なモジュール式のオフィススペースになっている。同サービス・センターの開設によりZAL拡張工事の第1フェーズが完了し、倉庫面積は25万平方メートル、オフィススペース面積は4万5,000平方メートルとなった。現在施工中の第2フェーズは「ZAL Prat」と呼ばれ、新たに143ヘクタールの物流基地ができる予定である。一方、タラゴナ港は、欧州で最大の石化産業クラスターに位置し、また自動車産業でも活発で、自動車ターミナルも建設されている。

また、陸路ではバルセロナを中心に発達している道路網が欧州主要都市に直結している。近年大規模な投資を行った州内の通信インフラも充実しており、新欧州経済圏「サンベルト」の重要な一角を担っている。

カタルーニャは南欧への物流ハブとしての地位を固めており、過去数年、物流・流通分野の投資が増加している。ロシュ、ソニー、サムスン、シュネデルエレクトリック、イケア、デカトロンなど多国籍企業の汎欧州・地域流通センターが立地する。ホンダ、日産、ダイムラー・クライスラーなどの自動車メーカーは付加価値ロジスティクス活動をカタルーニャで行って、製品を欧州全域に流通させている。さらに、世界3大製薬メーカーのベーリンガー・インゲルハイム、バイエル、ノバルティスがバルセロナ近郊に欧州物流・流通センター「Disalfarm」を共同で建設することが決定している。

Report 4.

f) R&Dセンターおよびデザインセンター

カタルーニャは、先端技術や高度なR&D・デザインなどを促進することで、バイオテクノロジー、製薬、IT・通信、航空宇宙、自動車産業などの既存の産業を強化することに成功している。カタルーニャでR&Dセンターを設立している企業には、ノバルティスなどの製薬メーカー、ポッシュ、ベア、リアー、ビステオンなどの自動車部品メーカー、花王（界面活性剤）などの化学メーカー、ソニー、ヒューレット・パッカード、ノキアなどがある。この背景にはスペイン政府およびカタルーニャ州政府がR&Dへの投資を1つの促進分野に指定し、補助金や有利な融資、法人税減額などの優遇措置をとっていることが理由として挙げられる。また、CIDEMは「ITネットワーク・プログラム」を通し特に過去の実績や産業との連携で優秀な実績を持つ大学研究グループを特定し、大学研究グループとカタルーニャ内外企業の技術提携を促進している。これまでに71のグループが認定されており、900社の利用がある。また、州内にある11のサイエンス・パークおよびテクノロジー・パークでは「XpCat」と名付けられたネットワークが形成されている。XpCatには115の研究グループ、58の研究機関／研究センター、企業173社、スピンオフ34社が参加しており、資源や情報の共有や様々な分野での共同研究の手法を確立することを目的としている。

また、バルセロナは近年、デザイン分野で世界的に有名になってきている。カタルーニャにデザインセンターを置く企業はソニー、セイコーエプソン、ノキアなどのほか、特に自動車産業が目立っており、セアト、アウディ、ボルボ、ルノーがカタルーニャにデザインセンターを設置している。日本メーカーでは、日産がバルセロナ工場にテクニカル・デザインセンターを設けているほか、スバルがカタルーニャにある地元デザインスタジオとデザインプロジェクトを進めている。カタルーニャは自動車デザインセンターの数でカリフォルニアに次いで世界でも2番目に多くなっている。IDIADAオートモーティブ・テクノロジーやASCAMMのように、エン지니어リングやテストサービスを行い、テストコースを備えたサービス企業も存在する。生活の質が高い、外国人が暮らしやすいなどの長所を強みに、デザイナーなどの知的職業者を引きつけて「デザイン都市バルセロナ」の知名度向上を狙っている。また、2003年は「デザインイヤー2003」と銘打ち、バルセロナ市を中心に各地で展示会やコンクールなどを開催している。

g) シェアード・サービス・センター、コールセンター

欧州内でシェアード・サービス・センターやコールセンターを設立する際に、バルセロナを中心とするカタルーニャを選ぶ大企業は少なくない。シェアード・サービス・センターにバルセロナやその近郊を選んだ企業にはシティバンク、ジェネラルモーターズ、バイエル、ICIパッケージング・コーティングス、Bicグループなどがある。欧州コールセ

Report 4.

ンターをカタルーニャに設置している企業にはエイビス、ハイプロテック、マインドパールなどがある。これには、教育レベルが高く多言語を話す若い人材が豊富であることのほか、不動産価格・賃貸料が比較的安い、通信インフラが整備されている、欧州の他地域への交通アクセスが良い、生活の質が高いなどが挙げられる。

(3) 投資優遇策

中央政府およびカタルーニャ州が提供する補助金および優遇措置はEUの規定に沿ったものとなっている。欧州委は補助金・優遇措置の適用対象地域を「オブジェクティブ1地域」（GDPがEU平均の75%を下回る地域）と「オブジェクティブ2地域」（工業地域、田園地域、都市、漁業依存地域で経済活性化を必要とする地域）に限定している。スペインでは17州のうち11州が指定されており、国土の80%以上に相当する。

補助金

a) 地域援助

特定の地域への投資に対する補助金もEU規定に則って投資コストの一部に対して中央政府が提供する。現行の規定では2000年から2006年について定めており、11の自治州および2つの自治市が対象となっている。補助金の最高額は州・市によって異なるが、ほとんどで投資額の40%~50%となっている。対象となる投資プロジェクトは、グリーンフィールドへの投資、拡大投資、同じ立地での新規投資、近代化、移転など。補助金は、土地購入、ガス・電力の設置、工場・事務所・倉庫などの建設、機械設備、R&D、教育・訓練などに充当しなければならない。補助金支給の条件として、最低投資額が60万1,012ユーロで指定の産業であること、投資の30%は自己資金で準備すること、新規雇用を創出することなどがある。指定産業は、抽出・加工産業、特定の食品加工および養殖漁業、商業構造を著しく向上させる工業支援サービス、特定の観光施設で当該地域の開発に影響を与えるものの4種。

b) 自治州および市町村による補助金

中央政府が支給する補助金のほかに、自治州および市町村による補完的な補助金がある。これらの補助金もEU規定の各地域の上限に算入される。カタルーニャでは20%の上限がある。対象となる投資プロジェクトの条件は中央政府のものに準じる。投資インセンティブには、補助金（返済の義務なし）、特別ローン、技術コンサルティングおよびトレーニングコースの提供、税額減免などがある。補助金は土地購入、機械設備、R&D、訓練・教育、近代化、経営拡大、デザインプロジェクトなどに充当しなければならない。

Report 4.

雇用・教育訓練の優遇措置

スペインの雇用・教育訓練の優遇措置には、教育訓練費用（講師費、施設のリース、教材費など）の一部をカバーするものと、社会保障費の雇用者負担の軽減および補助金があり、カタルーニャ州もこれに準じる。主なものは以下の通り。

表 18： スペインの雇用・教育訓練の優遇措置

	優遇措置の内容
失業者の雇用	雇用主の社会保障負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> 過去 6 カ月間失業していた従業員を雇用した場合、2 年間にわたり 20%を払い戻し 同じく、フルタイムの女性の場合は 30% 年齢 16 歳～45 歳の女性の場合は 25%（フルタイム、パートタイム） 年齢 45 歳～55 歳の失業者を雇用した場合、最初の 1 年間は 50%、それ以降は 45%を払い戻し 同じく、フルタイムの女性の場合は 60%と 55% 最低もう 1 年失業手当を受給する権利を持つ失業者を雇用した場合、1 年目は 50%、2 年目は 45%払い戻し 長期失業者を雇用した場合、2 年にわたり 65%払い戻し 同じく、フルタイムの女性の場合は 75% 出産後 2 年失業している女性を最低 1 年間雇用する場合 100%免除
従来女性の進出が遅れている分野での雇用	雇用主の社会保障負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> 最低 6 カ月以上失業している女性または 45 歳以上の女性を雇用した場合、1 年目は 70%、2 年目は 60%を軽減 失業期間が 6 カ月未満の 45 歳未満の女性を雇用した場合、2 年にわたり 35%軽減
地域雇用創出の促進	<ul style="list-style-type: none"> 会社設立 1 年目の企業に対し、1 万 2,020 ユーロを上限に経営活動を支援する経費の 75%を助成 技術支援として、高い資格を保持する技術専門家の雇用に対し、1 万 8,030 ユーロを上限に 1 回限り雇用コストの 50%を助成

出所： スペイン経済省貿易投資局資料より作成

特定産業への投資に対する優遇措置

農業・食品およびその関連産業、エネルギー・環境、鉱業、技術革新および R & D 活動に対して資金援助および優遇税制が用意されている。

a) 科学技術庁による技術革新および R & D 活動に対する資金援助

科学技術庁のプログラム PROFIT によるもので、(A) バイオテクノロジー、工業デザイン・製造、材料、化学処理・製品、天然資源、農業・食品技術、情報通信技術、社会経済、バイオ医薬などの科学技術分野、(B) 航空、自動車、エネルギー、宇宙、環境、情報社会、輸送、都市計画などの産業分野に分れており、同プログラムで資金を得てプロジェクトを実施する場所はどの州でもかまわない。資金援助にはプロジェクト費用の最高 75%を 15 年間無利子で融資するものと、プロジェクトや新技術開発活動、社会経済リサーチなどに対

Report 4.

し費用の25%~35%を助成するものの2種類がある。対象となる費用は機器・設備、人件費、材料、他企業との共同開発費（50%以内）などの経費が含まれる。

b) 技術産業開発センター（CDTI）による助成金

スペインおよび外国企業を対象とする公共入札で3年程度の技術プロジェクトに対して融資を提供するもので、(A) 技術革新プロジェクト（新技術の導入・応用）、(B) 技術促進プロジェクト（新技術のマーケティング）、(C) 技術促進プロジェクト（特許・商標などの技術保護に関する費用や交渉、国際的なマーケティング計画など海外における技術マーケティング活動）がある。助成金は、プロジェクト費用の50%までを融資し、プロジェクトが失敗した場合、自動的に返済不要となる。成功すれば無利子の返済を1年後から5年間の分割で行う。

中小企業支援

近年、中央政府と自治州および市町村政府は、新規雇用創出を考慮して中小企業の開発と促進に力を入れている。これに関連して、経済・エネルギー・中小企業庁（Office of the Secretary of State for Economy, Energy and Small and Medium-Sized Enterprises）は、中小企業支援を目的とした助成金と支援サービスを創設した。現行の規定では、「中小企業の情報社会への統合」と「革新的な事業技術確立」の2つの分野において2000年から2006年について定めている。

助成金の対象となるのは、新規および既存の製品やサービスの拡大、マーケティングを目的とした中小企業の設立やデザイン技術の応用プロジェクト、国際競争に対応できる体系を与えるための促進・強化プロジェクト、またISO 9000やISO 14000などのような品質マネジメントの国際規格の導入や取得を援助するプロジェクトなど。助成金の上限は1万ユーロで、有形・無形投資（不動産の取得や改造、家具、事務所の設備、輸送費などを除く）、コンサルティングやプロジェクトに関連するその他のサービスの外部委託などに充当しなければならない。投資額の上限はプロジェクトの総額を上限とする。

(4) 優遇税制

法人税

スペインの2003年度の法人税標準税率は35%である。中小企業（年間売上500万ユーロ未満）に対する税率は課税所得が9万151.82ユーロまで30%、これを超える部分は35%とな

Report 4.....

っている。また、中小企業に対してはその他にも、有形資産の早期減価償却や情報通信技術への投資・経費に対する軽減がある。

外国企業にとって有利な特徴として、資産移転による収入は他の収入と同じ扱いとなり、資産売却で得た収入は売却後3年以内に全額を別の資産に再投資すれば課税所得として扱われないなどがある。そのほか、R&Dや技術革新への投資に対しても減免が行われている。下記表に法人税の減免率（額）を示すが、これらの組み合わせで税総額の35%を超えてはならない。ただし、R&Dおよび技術革新分野での投資が全体の課税ベースの10%を超える場合は45%までとなる。

表 19： スペイン法人税の減免率

減免対象	減免率（額）	期間
投資および職能訓練		
R & D：新製品・プロセスの研究開発費	30% + 50%*	10年
R & D：関与する専任者の人件費および訓練費**	10%	
R & D：公的R & Dセンターまたは大学への研究プロジェクト委託費	20%	10年
技術革新（産業デザイン、プロセスエンジニアリング、技術移転、品質規格など）への投資	10%, 15%	10年
中小企業の新技術採用コスト	10%	10年
スペイン法人の外国支店・恒久的施設の開設、外国企業への資本参加などの投資、長期的の広告および国際見本市への出展	25%	5年
環境保護（水質や大気汚染防止）目的の有形資産への投資	10%	5年
文化資産への投資	10%	
商工業用車両への衛星カーナビゲーションシステム取り付け	10%	
スペイン映画・AV制作への投資	20%	
書籍出版への投資	5%	
教育・訓練費	5% + 10%	5年
障害者の雇用	1人当たり年間 4,808.10ユーロ	
職域年金プランの雇用者負担	10%	
資産売却による収益の再投資	収益に対する課税額 の17%を控除	

* 過去2年間の平均額を超える場合は超過分の50%が追加される。

** 公的R & Dセンターまたは大学が実施する契約プロジェクト費用も該当する。
大学、国立の研究機関および技術革新センターが実施する技術評価の場合は15%。
過去2年間の平均額を超える場合は超過分の15%が追加される。

出所： カタルーニャ州政府外国投資部（CIDEM）資料より作成

Report 4.....

非居住者の所得税については、下記表の税率で課税されるが、居住者か非居住者かは恒久的施設を有しそれを介して事業を行っているかどうかで判断されることが多い。恒久的施設を有する場合、一般のスペイン居住法人と同様に課税される。外国企業の支店も原則的に有限会社および株式会社と同じルールで課税される。

表 20： スペインにおける非居住者の所得税率

非居住者の所得	税率 (%)
一般：	25
配当	15
利子	15
株式の移転 / 返済、集団投資スキーム	15
特例：	
再保険による収入	1.5
国際海運 / 航空事業者の収入	4
外国季節労働者	2
キャピタルゲイン	35

例外あり。なお、非居住者個人の退職年金に適用される税率は 8% (9,616.19 ユーロまで)、30% (9,616.20 ~ 15,025.30 ユーロ)、40% (15,025.30 ユーロ超)。

出所： スペイン経済省貿易投資局資料より作成

源泉課税

配当金および利子などの非営業利益に対しては源泉課税が行われる。また一部の不動産の賃貸に関しても賃料の 15%の源泉課税が行われる。スペインに持株会社を設置した場合には、子会社からの受取配当による所得に対し法人税は非課税扱いとなるほか、本国本社への支払い配当に対する源泉税も非課税となる。これらの適用を受けるには、スペイン非居住法人に対し直接または間接的に 5%以上出資しており、持株会社の受け取る配当はすべてスペイン国外からのものであることなどの条件がある。また、持株会社以外でもスペイン国外子会社からの配当とキャピタルゲインについては、法人税の所得外として扱うことができる（子会社への出資比率が 5%以上であることなどの条件あり）。

スペインは二重課税を防止するための租税条約を 40 カ国以上の国々と締結している。これにより、恒久的施設をスペイン国内に有しない企業に対しては減免の措置がある。スペインに恒久的施設を有しない企業がスペインと租税条約を締結している国の居住者である場合は、通常はスペイン国内で生じた所得やキャピタルゲイン（不動産を除く）に対しては課税されない。ただし、企業株式の売却に対するキャピタルゲインは租税条約の特別条項により課税されることがある。日本との条約では、配当・利子・ロイヤルティー（ライセンス料）に対する源泉税率は以下のように軽減される。

Report 4.....

表 21： スペインにおける日本への配当・利子・ロイヤルティーの源泉税率

1) 配当：	配当一般	15%
	配当が行われる年度の年初から起算して少なくとも6カ月以前から、受け取り企業が支払い側企業の資本を25%以上を所有している場合	10%
2) 利子：		10%
3) ライセンス料：		10%

出所： スペイン経済省貿易投資局資料より作成

個人所得税

以下の条件を満たす個人は、スペイン居住者として扱われ所得税が課税される。

- 1年間のうち183日以上スペイン国内に滞在していること。海外で納税義務を果たしていることが証明できない場合、短期の不在期間も計算に入れられる。
- 納税者の職場や事業の中心地など経済的基盤がスペイン国内にあること。納税者の配偶者や未成年の扶養家族が常時居住者である場合は、納税者本人が居住者でない旨を証明しない限りスペイン居住者とみなされる。
- 他のEU加盟国の居住者でスペインにおいて非居住者として納税している者は、他のEU加盟国が主な居住地であっても年間所得総額の75%以上がスペイン国内で得たものであることを証明できる場合、スペインで個人所得税を納めることを選択できる。

個人所得税には国税と自治州税があり、自治州は税率の調整権も持っている。2003年度の最高限界税率は45%（国税29.16%+自治州税15.84%）となっている。国税率は全国的に適用されるが、自治州税率は自治州が独自に税率を定めていない場合や自治州にその裁量権が与えられていない場合、政府が発表する税率表が適用される。

以 上